民間競争入札実施要項

東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務

平 成 30 年 12 月

東京国税局

目　　次

１．　対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第 14 条第 2 項第 1 号）･･･ 1
２．　実施期間に関する事項（法第 14 条第２項第２号）･････････････････････････････････････ 7
３．　入札参加資格に関する事項（法第 14 条第２項第３号及び第３項）･････････････････････ 7
４．　入札に参加する者の募集に関する事項（法第 14 条第２項第４号）･････････････････････ 7
５．　落札者を決定するための評価の基準及び決定方法に関する事項（法第 14 条第２項第５号）
･･･ 9
６．　対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第 14 条第２項第６号及び第４項）･･･ 11
７．　公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項（法第 14 条第２項第７号）･･･ 11
８．　公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第 14 条第２項第９号）･････････････････････････････････ 11
９．　公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第 14 条第２項第 10 号）･････････････ 16
10.　対象公共サービスに係る法第 7 条第８項に規定する評価に関する事項（法第 14 条第 2 項第 11 号）･･･ 17
11.　その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項･････････････････････････････････････ 17

別紙１－１　施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表
別紙１－２　庁舎の改修等履歴一覧表（その１）
別紙１－３　庁舎の改修等履歴一覧表（その２）
別紙２　合同庁舎入居官署名一覧表
別紙３　施設アンケート
別紙４(A)評価表（Ａ）～別紙４(E)評価表（Ｅ）
別紙５－１(A)～５－５　従来の実施状況に関する情報の開示
様式１　管理・運営業務企画書
様式２　業務実績
様式３　本業務実施の考え方
様式４　業務毎の実施体制及び実施体制の管理方法
様式５　管理・運営業務の実施全般に対する提案
様式６　改善提案総括表
様式７　各業務の従来の実施方法に対する改善提案
様式８　緊急時の体制及び対応方法

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号、以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、東京国税局（以下「当局」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成 30 年７月 10 日閣議決定）別表（新プロセス移行事業一覧）において民間競争入札の対象として選定された東京国税局が管理する施設（以下「対象施設」という。）における施設管理・運営業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

１．対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第 14 条第 2 項第 1 号）

1.1　対象公共サービスの詳細な内容

⑴　対象施設の概要と目的

イ　施設概要

対象施設は、東京国税局が管理する東京国税局管内（千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県）に所在する 79 箇所の税務署（以下「税務署」という。）及び合同庁舎７施設、国税庁事務管理センター（埼玉県）、千葉資料センター（千葉県）及び光が丘資料センター（東京都）等の計 91 施設である。

①　施設名称　　別紙１－１「施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表」のとおり。
　　別紙１－２「庁舎の改修等履歴一覧表（その１）」
　　別紙１－３「庁舎の改修等履歴一覧表（その２）」

②　所 在 地　　同上

③　構造階数　　同上

④　延床面積　　同上

⑤　敷地面積　　同上

⑥　合同庁舎の入居官署　　別紙２「合同庁舎入居官署名一覧表」のとおり。

ロ　目的

対象施設は主に、東京国税局職員等が税務行政の執務を行う庁舎であり、多くの来客者と日々税務相談等を行う施設である。

また、合同庁舎には、国税組織のほか複数の官署が入居している。

なお、国税庁事務管理センターについては、他官署は入居していないが、一部の設備（空調設備）を他官署と共有している。

⑵　用語の定義

用語については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成 25 年版）」（以下「共仕」という。）第１編一般共通事項、第１章一般事項、1.1.2 用語の定義による。

⑶　業務の対象と業務内容

次の業務について、各施設の職員及びその他の者が快適に業務を行えるよう適切に行うこととする。

イ　建築設備管理業務（点検等及び保守）

施設によって、設置設備が相違することに留意する。（別紙１－１「施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表」を参照。）

①　エレベータ設備の保守点検
　各施設に設置してあるエレベータ設備の点検・保守を行う。

②　小荷物専用昇降機保守点検
　各施設に設置してある小荷物専用昇降機設備の点検・保守を行う。

③　免震装置
　日本橋税務署に設置してある免震装置の点検・保守を行う。

④　空調設備等保守点検
　各施設に設置してある空調設備（個別空調を含む）の運転・監視、日常点検、定期点検・保守を行う。
⑤　空調監視制御設備保守点検
　国税庁事務管理センター及び横浜地方合同庁舎に設置してある空調監視制御設備の点検・保守を行う。
⑥　危険物地下タンク貯蔵所点検
　各施設に設置してある危険物地下タンク貯蔵所の点検、タンク内の廃油の処分を行う。
⑦　消防設備保守点検
　各施設に設置してある自動火災報知器設備等の点検・保守を行う。
⑧　自家用電気工作物保安管理
　各施設に設置してある電気工作物の点検・調整等を行う。
⑨　屋上緑化システム保守点検
　各施設に設置してある屋上緑化システムの点検・保守を行う。
⑩　屋上庭園
　荻窪税務署に設置してある屋上庭園の点検・保守を行う。
⑪　自動ドア設備保守点検
　各施設に設置してある自動ドア設備の点検・保守を行う。
⑫　浄化槽維持管理
　各施設に設置してある浄化槽の機器装置、各槽の点検及び水質検査を行う。
⑬　ゴンドラ設備保守点検
　神田税務署に設置してあるゴンドラ設備の点検・保守を行う。
⑭　簡易リフト設備保守点検
　光が丘資料センターに設置してある簡易リフト設備の点検・保守を行う。
⑮　ターンテーブル保守点検
　光が丘資料センターに設置してあるターンテーブルの点検・保守を行う。
⑯　段差解消機保守点検
　武蔵野税務署及び大森税務署に設置してある段差解消機の点検・保守を行う。
⑰　給排水設備保守点検
　各施設に設置してある給排水設備の点検・保守を行う。
⑱　給排気設備保守点検
　各施設に設置してある給排気設備の点検・保守を行う。
⑲　車路管制装置保守点検
　渋谷地方合同庁舎及び川崎西地方合同庁舎に設置してある車路管制装置の点検・保守を行う。
⑳　監視カメラ設備保守点検
　国税庁事務管理センター及び横浜地方合同庁舎に設置してある監視カメラ設備の点検・保守を行う。
㉑　避雷設備
　各施設に設置されている避雷設備の点検・保守を行う。
㉒　車庫シャッター設備
　横浜地方合同庁舎に設置してある車庫シャッター設備の点検・保守を行う。
㉓　電気時計設備
　横浜地方合同庁舎に設置してある電気時計設備の点検・保守を行う。
㉔　入退室管理設備及び防犯・防災監視設備保守点検
　国税庁事務管理センターに設置してある入退室管理設備（カード式）及び防犯・防災監視設備の点検・保守を行う。
㉕　冷熱源機設備保守点検
　国税庁事務管理センターの設置してある冷熱源機設備（空冷式チリングユニット、空冷

ヒートポンプユニット及びターボ冷凍機）の点検・保守を行う。

㉖　特高受変電設備点検

国税庁事務管理センターに設置してある特高受変電設備の点検を行う。

㉗　自家用発電機設備点検

国税庁事務管理センターに設置してある自家用発電機設備の点検・調整を行う。

㉘　外周警備端末設備保守点検

国税庁事務管理センターに設置してある外周警備端末設備の点検を行う。

㉙　カーリフト設備保守点検

荻窪税務署に設置してあるカーリフトの点検を行う。

ロ　清掃業務

各施設の良好な環境衛生を維持するため庁舎清掃を行う。

ハ　庁舎警備業務

対象施設における指定区域の警備及び庁舎利用における手続き（川崎西地方合同庁舎を除く。）を行う。

ニ　電話交換機保守業務

各施設に設置してある自動交換機、局線中継台、内線電話、コールシーケンサー等の点検・保守・調整を行う。

ホ　執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督業務

ヘ　受水槽等清掃、水質検査及びばい煙測定業務

ト　排水管及び汚水槽等清掃業務

対象施設のトイレ等の排水管（枝管）の清掃、汚水槽、雑排水槽及びグリストラップ清掃並びに汚泥の廃棄物の処分等を行う。

チ　庁舎内殺虫消毒業務

対象施設における鼠等の害虫の生息調査及び防除並びに害虫駆除のための殺虫消毒作業を行う。

リ　植栽管理業務

国税庁事務管理センター敷地内にある植栽について剪定を行う。

また、緑化環境維持のために植え込み地の除草（芝刈）・施肥・点検・清掃・害虫駆除を行う。

1.1.1　管理運営業務全般に係る業務

⑴　当局会計課経費第１係及び営繕監理官（以下「施設管理担当者」という。）との連携について

落札事業者は、定期的に施設管理担当者と連携を図り、円滑な管理・運営業務を実施すること。

⑵　複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）の管理について

本業務を実施するに当たり、入札参加グループを構成する場合は、その代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業はグループに参加するその他の企業（以下「グループ企業」という。）と連携を密にとり、管理・運営業務を包括的に管理すること。

⑶　統轄管理責任者

イ　落札事業者は、統轄管理責任者をおくこと。ただし、入札参加グループで参加する場合の統轄管理責任者は、代表企業から選任すること。

なお、統轄管理責任者は、業務責任者を兼務することができる。

ロ　統轄管理責任者は、各業務の履行状況を常に把握し、施設管理担当者へ報告すること。

ハ　統轄管理責任者は、施設管理担当者から指示があった場合は、速やかに各業務責任者を通じ実行すること。

⑷　副統轄管理責任者

イ　落札事業者は、副統轄管理責任者をおくことができる。

ロ　副統轄管理責任者は、統轄管理責任者選出事業者から選任し、業務責任者を兼務するこ

とができる。

ハ　副統轄管理責任者は、統轄管理責任者を補助し、統轄管理責任者が不在の際は、これに代わる。

1.1.2　建築設備管理業務（点検等及び保守）

項目	内容
一般事項	共仕及び別添「仕様書」のとおり。
点検・保守・調整	
点検周期	
設備機器	

1.1.3　清掃業務

項目	内容
一般事項	共仕及び別添「仕様書」のとおり。
業務内容詳細及び周期	

1.1.4　庁舎警備業務

項目	内容
一般事項	共仕及び別添「仕様書」のとおり。
業務内容詳細及び周期	

1.1.5　電話交換機保守業務

項目	内容
一般事項	共仕及び別添「仕様書」のとおり。
業務内容詳細及び周期	
対象設備	

1.1.6　執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督業務

項目	内容
一般事項	共仕及び別添「仕様書」のとおり。
業務内容詳細及び周期	

1.1.7　受水槽等清掃、水質検査及びばい煙測定業務

項目	内容
一般事項	共仕及び別添「仕様書」のとおり。
業務内容詳細及び周期	

1.1.8　植栽管理業務

項目	内容
一般事項	共仕及び別添「仕様書」のとおり。
業務内容詳細及び周期	

1.1.9　排水管及び汚水槽等清掃業務

項目	内容
一般事項	共仕及び別添「仕様書」のとおり。
業務内容詳細及び周期	

1.1.10　庁舎内殺虫消毒業務

項目	内容
一般事項	共仕及び別添「仕様書」のとおり。
業務内容詳細及び周期	

1.2　サービスの質の設定

本業務の実施に当たり達成すべき質及び確保すべき水準は、以下に示すとおりとする。

1.2.1　管理・運営業務の質

包括的に達成すべき質

基本方針	主要事項	測定指標
各業務を一括管理して行い、快適な執務環境を維持することを目的とする。	快適性の確保	施設アンケート（別紙3）の満足度 【70%以上】 アンケートは対象施設の職員を対象に年1回実施する。 ※　満足度は、「満足」及び「ほぼ満足」と回答した割合（1％未満の端数が生じるときは、小数点第1位を切り捨て）とする。
	品質の維持	⑴　管理・運営業務の不備に起因する当施設における執務の中断【0回】 ※　執務の中断とは、執務が中断することにより、目的が達成されない場合をいう。 ⑵　管理・運営業務の不備に起因する停電、空調停止、断水、通信不通の発生回数 【0回】 ⑶　障害発生時の施設管理担当者への連絡時間（概ね10分以内） ⑷　障害発生時及び緊急対応時の現地への所要時間（概ね120分以内）
	安全性の確保	管理・運営業務の不備に起因する怪我の回数。【0回】 ※　怪我とは、病院での治療を要する怪我をいう。

1.2.2　各業務において確保すべき水準

各業務において確保すべき水準は、別添1の仕様書に定める内容とする。ただし、当該仕様書については、法令に反しない限り、改善提案を行うことができる。

1.2.3　創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、以下の観点から民間事業者の創意工夫を反映し、対象業務の質の向上（包括的な質の向上、効率性の向上、経費の節減等）に努めるものとする。

⑴　対象業務全般に対する提案

民間事業者は、別途定める様式に従い、対象業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うことができる。

⑵　従来の実施方法に対する改善提案

民間事業者は、各業務の現行基準として示す各業務の仕様書に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、現行基準レベルの質が確保できる根拠等を提案すること。

⑶　コスト削減に関する提案

民間事業者は、コスト削減に関する提案がある場合は別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、各業務の現行基準レベルの質が確保できる理由等を明記すること。

⑷　環境への配慮

省エネ法及び環境確保条例を遵守し、本業務遂行に当たって温室効果ガス削減に努めること。ただし、利用者の業務に支障のないよう配慮する。

※　東京国税局における温室効果ガス削減目標（平成 28 年度から平成 32 年度まで）
平成 25 年度排出量対比　10％の削減

1.2.4　委託費の支払

当局は、事業期間中の検査・確認を行い、確保すべき水準（改善提案のあった事項を含む。）の状況を確認した上で、委託費を支払う。検査・監督の結果、確保すべき水準が満たされていない場合は、再度業務を行うように指示することとし、遂行後の確認ができない限り委託費の支払いは行わないものとする。

1.2.5　業務改善策の提出

事業者は、次の場合、速やかに業務改善策を作成、提出し、当局の承認を得なければならない。

なお、事業者は改善策の作成及び実施に当たり、当局に対して必要な助言、協力を求めることができる。

①　下記（8.1⑵）で定める報告等の結果、本業務の質が確保されないことが明らかになり、当局が業務の改善が必要であると判断し、事業者にこれを求めた場合。

②　当局が本業務のモニタリングを行い、契約及び業務の仕様に照らして不適切であり、業務の改善が必要であると判断し、事業者にこれを求めた場合。

1.2.6　その他の特記事項

⑴　消耗品

本業務を実施するに当たり、必要な消耗品についての支給負担については、各業務の仕様書によることとする。

⑵　光熱水費

各業務を実施するのに必要な電気、ガス、水道、電話については、無償で落札事業者に提供するものとする。

⑶　法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、イからハに該当する場合には当局が負担し、それ以外の法令変更については落札事業者が負担する。

イ　本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

ロ　消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

ハ　上記イ、ロのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

２． 実施期間に関する事項（法第 14 条第２項第２号）

本業務の実施期間は、平成 31 年 4 月（契約締結後）から平成 36 年 3 月 31 日までとする。

３． 入札参加資格に関する事項（法第 14 条第２項第３号及び第３項）

⑴ 法第 10 条各号（第 11 号を除く。）の規定に該当しない者であること。

⑵ 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑶ 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

⑷ 平成 28・29・30 年度財務省競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け競争参加資格者名簿に登載された者であること。

⑸ 財務省から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

⑹ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

⑺ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑻ 本入札は、一の事業者で参加することも複数の事業者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）で参加することも可とする。

なお、入札参加グループで参加する場合は、次の要件をすべて満たす者であること。

イ 入札参加グループの代表となる事業者（以下「代表事業者」という。）を定め、入札書類の提出期限までに入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を提出した者であること。

ロ 代表事業者は、上記⑴から⑺の要件をすべて満たす者であること。

ハ 入札参加グループを構成する代表事業者以外の事業者（以下「グループ事業者」という。）は、上記⑴から⑶及び⑸から⑺の要件をすべて満たす者であることとし、平成 28・29・30 年度財務省競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け競争参加資格者名簿に登載された者であること。

ニ 代表事業者及びグループ事業者は、他の入札参加グループを構成する者、又は単独で入札に参加する者でないこと。

⑼ 事業協同組合で入札参加予定の場合において、当該組合構成員は、他の入札参加グループに参加もしくは単独での入札に参加できないものとする。

４． 入札に参加する者の募集に関する事項（法第 14 条第２項第４号）

⑴ 入札の実施手続及びスケジュール

イ 官報公告	平成 30 年 12 月 25 日
ロ 入札説明会	平成 31 年１月９日
ハ 現場説明会	実施しない
ニ 入札等に関する質疑応答	平成 31 年 １月上旬頃
ホ 入札書類の提出期限	平成 31 年 ２月 14 日
ヘ 入札書類の評価	平成 31 年 ２月中旬頃

ト　開　札　　平成 31 年　３月７日
チ　業務の引継ぎ　　平成 31 年　３月中旬頃

⑵　入札実施手続

イ　入札単位

入札は、別紙１－１「施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表」の区分欄に示す、地域単位（全５区分）で実施する。

なお、国税庁事務管理センターについては、単独の入札区分とする。

区分の詳細は以下のとおり。

区分Ａ　千葉県内の施設
区分Ｂ　東京都 23 区内の施設
区分Ｃ　神奈川県内の施設
区分Ｄ　東京都 23 区外及び山梨県内の施設
区分Ｅ　国税庁事務管理センター

ロ　提出書類

民間競争入札に参加する者（法人の場合は、代表者。入札参加グループの場合は、代表事業者の代表者。以下「入札参加者」という。）は、本件業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等に関する書類（以下「企画書」という。）を入札区分ごとに提出すること。

ハ　企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、下記５で示す総合評価を受けるために次の事項を記載すること。

なお、入札参加者は、次の(ヘ)及び(ト)において、法令に反しない限り、別添２仕様書に示す、従来の実施方法について改善提案を行なうことができる。

また、入札参加者は必要に応じ、企画書提出前に質問を行なうことができるものする。質問を求められた当局は、当該入札参加者が企画書を提出期限内に提出できるよう速やかに回答する。

(ｲ)　企業の代表責任者及び本業務担当者【様式１】

Ａ　入札参加者が法人の場合は、法人名、所在地、代表者の氏名及び担当者の氏名並びに連絡先を記載すること。

Ｂ　入札参加グループの場合は、代表事業者（法人の場合は、法人名、所在地、代表者の氏名及び担当者の氏名並びに連絡先）及びグループ事業者（法人の場合は、法人名、所在地及び代表者の氏名）を記載すること。

Ｃ　関係法令等により、有資格者を業務に当たらせる必要がある場合は、必要な資格及び資格を有する者の氏名を記載すること。

(ﾛ)　必要とされる資格を証明する書類の写し（様式１に添付すること）

(ﾊ)　業務実績【様式２】

上記１で示す業務ごとに過去３年間の実績を記載すること。

(ﾆ)　本業務実施の考え方【様式３】

安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を記載すること。

(ﾎ)　業務毎の実施体制及び業務体制の管理方法【様式４】

業務全体の管理方法並びに上記１で示す業務ごとの実施体制及び管理方法を記載すること。（業務全体及び業務ごとに作成すること。）

(ﾍ)　本業務に対する提案事項【様式５、６、７】

Ａ　本業務の質の確保及びコスト削減に関する提案

Ｂ　各業務の仕様書に対して提案を行う場合、提案を行う業務（項目）を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又はコストの削減効果（あるいはその両方）を具体的に記載すること。

(ﾄ)　緊急時の体制及び対応方法【様式８】

緊急時（本業務の実施に当たり、想定していた業務実施が困難になる事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

ニ　開札に当たっての留意事項

(ｲ)　開札には、入札参加者又はその代理人が立ち会うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない当局職員を立ち合わせ開札する。

(ﾛ)　入札参加者又はその代理人は、開札時刻後に開札場所に入場することはできない。

(ﾊ)　入札参加者又はその代理人は、開札場所に入場しようとするときは、契約担当官等の求めに応じ、身分証明書等を提示しなければならない。

(ﾆ)　入札参加者又はその代理人は、契約担当官等により開札手続の終了を告げられるまで、若しくは契約担当官等の許可なくして開札場所からの退出はできない。

なお、上記によらず開札場所を退出した場合は、辞退したものとみなす。

(ﾎ)　代理人が入札する場合は、入札書類の提出期限までに「委任状」（入札区分単位で作成）を提出しなければならない。

(ﾍ)　入札に参加しない区分がある場合は、開札場所に入場できない。

ホ　契約の締結

下記５で定める方法による落札者決定後、速やかに、本業務に係る契約（契約書の様式は別途定める。）を締結するとともに、業務開始に向けた引継ぎ等に係る調整を開始する。

ヘ　通貨及び言語

入札書、企画書その他提出書類に使用する言語、通貨及び単位は、それぞれ日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第 51 号）に規定する計量単位とする。

５．落札者を決定するための評価の基準及び決定方法に関する事項（法第 14 条第２項第５号）

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。

なお、本業務に係る企画書及び業務実施内容の審査・評価に当たっては、客観性を確保するため第三者の有識者を含めた複数の評価委員の意見を聴くものとする。

5.1　落札者決定に当たっての質の評価項目

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

⑴　必須項目審査

必須項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。すべて満たした場合は、基礎点を付与し、一つでも満たしていない場合は、不合格とする。

イ　入札参加資格

上記３に示す入札参加に関する資格をすべて満たすこと。

ロ　実施体制

(ｲ)　各業務の業務水準が維持される体制であること。

(ﾛ)　提案された内容が実現可能な体制であること。

(ﾊ)　必要な有資格者を本業務に当たらせること。

ハ　本業務に対する認識

(ｲ)　本業務の目的を理解し、業務の実施を前提とした具体的な提案・計画であること。

(ﾛ)　各業務について、不足なく提案・計画されていること。

ニ　現行基準レベルの質の確保の実態

各業務の提案内容は、要求水準が確保されていること。

⑵　加点項目審査

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、提出された企画書を基に別紙４（A）「評価表（A）」から別紙４（E）「評価表（E）」に掲げる業務の次の加点項目について審査を行う。

なお、提案内容については、具体的であり、かつ効果的な実施が期待されるかという観点か

ら基本的には各業務の仕様書と比較を行い、原則として絶対評価により加点する。

また、評価に当たっては０点から５点を付与することとし、また、具体的であり、かつ効率的な提案が、１項目につき複数あった場合には、相応の評価を行う。得点については、各評価者の付与した評価点の算術平均に重要度に応じた加重を乗じた値とする。

イ　業務の質についての提案内容

質の維持・向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されているか。また、それらが実施可能な体制が確保されているか。

ロ　業務コスト削減についての提案

質の維持を図りつつ、コスト削減について具体的かつ有効な提案がされているか。

ハ　改善提案内容

提案内容は、最低水準の維持が確保できるものか。また、質の向上が図られているか。

ニ　安全管理に関する提案内容

明確で効果的な対策等が提案されているか。

5.2　落札者決定に当たっての評価方法

⑴　落札者決定の方法

必須項目審査により得られた基礎点と加点項目審査により得られた加算点を加算し、入札価格（予決令第 79 条の規定に基づき作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内であるものに限る。単位は万円とする。）で除した値に一定の整数を乗じた値を総合評価点とし、総合評価点が最も高い入札参加者を落札予定者とする。

なお、各区分ＡからＥの基礎点、加算点及び一定の整数は以下のとおり。

総合評価点　＝　（ 基礎点　＋　加算点 ）　×　一定の整数　／　入札価格（単位：万円）

	基礎点	加算点	一定の整数
区分Ａ	100	110	10000
Ｂ	120	130	50000
Ｃ	120	130	20000
Ｄ	100	110	10000
Ｅ	120	130	20000

⑵　留意事項

イ　必須項目審査の結果、不合格の者については、総合評価点の算定を行わない。

ロ　開札の結果、入札価格が予定価格の制限の範囲内にない入札書については、総合評価点の算定を行わない。この場合、下記 5.3 で定める再度の入札の参加を妨げるものではない。

ハ　開札の結果、落札予定者となるべき者の入札価格が、調査基準価格を下回った場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について調査を実施し、履行がなされないと認められた場合には、所要の手続を経て、次順位以下の入札参加者を落札者とする。

(ｲ)　当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等）

(ﾛ)　当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）

(ﾊ)　当該契約期間中における他の契約請負状況

(ﾆ)　手持機械その他固定資産の状況

(ﾎ)　過去の国及び地方公共団体等に対する契約の履行状況

(ﾍ)　経営状況

(ﾄ)　信用状況

ニ　開札の結果、落札予定者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札参加者又はその代理人に「くじ」を引かせ、落札予定者を決定するものとする。

なお、「くじ」を引くべき者が「くじ」に応じないときは、入札執行事務に関係のない当局

職員が、これに代わって「くじ」を引き、落札予定者を決定するものとする。

ホ　落札者が決定したときは、遅滞なく落札者の氏名若しくは名称、落札価格、落札者決定の理由並びに提案された内容のうち、具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

5.3　初回の入札で落札予定者が決定しなかった場合の取扱いについて

⑴　開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

なお、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合若しくは契約担当官等の許可なくして開札場所から退出した場合は、辞退したものとみなす。

⑵　上記⑴によってもなお落札予定者となるべき者が決定しないときは、入札条件等を見直し、再度公告入札に付することとする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保されないなど、やむを得ない場合は、当局が自ら当該業務を実施すること等とし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

６．対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第 14 条第２項第６号及び第４項）

「従来の実施状況」に関する情報は、別紙５－１～５－５のとおり。

７．公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項（法第 14 条第２項第７号）

民間事業者は、次のとおり国有財産を使用することができる。

⑴　民間事業者は、その業務の遂行に必要な施設・設備として、次に掲げる施設・設備を無償で使用することができる。

イ　機械室、監視室等管理・運営業務に必要な設備すべて

ロ　清掃員控室等、管理・運営業務の実施及びこれに付随する業務を遂行するために必要な事務スペース

ハ　その他当局と協議し認められた業務の遂行に必要な施設等

⑵　使用制限等

イ　民間事業者は管理・運営業務の実施及び実施に付随する業務以外には使用してはならない。

ロ　民間事業者は予め当局と協議して、施設の管理・運営業務に支障を来たさない範囲内において、施設内に管理・運営業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。

ハ　民間事業者は、設備等を設置した場合は、設備の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行うこと。

ニ　民間事業者は既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分注意し、損傷（機器の故障を含む）が生じるおそれがある場合は養生を行う。万一、損傷が生じた場合は、民間事業者の責任において速やかに復旧するものとする。

８．公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第 14 条第２項第９号）

8.1　報告について

⑴　事業計画書の作成と提出

民間事業者は、本業務を行うに当たり、各年度の事業開始日までに毎年度の管理・運営の事業

計画書を作成し当局に提出すること。

⑵　業務報告書の作成と提出

民間事業者は、本業務の履行結果を正確に記載した業務日報（日々必要な業務に限る（以下同様））、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として作成する。

イ　民間事業者は業務日報を毎日作成することとし、毎日施設管理担当者に提出しその確認を受けること。

ロ　民間事業者は、業務期間中、業務ごとの月報を当月分につき、翌月の最初の平日に施設管理担当者に提出すること。

ハ　民間事業者は、各業務の年度終了日（ただし、当該日が閉庁日の場合には前開庁日する。）までに、当該事業年度に係る管理・運営業務に関する年間総括報告書を当局に提出すること。

ニ　民間事業者は、当局の求めに応じ、本業務の実施状況その他質の確保に関して、書面又は質疑応答形式により報告すること。

⑶　検査・監督体制

落札事業者から報告を受けるに当たり、当局の検査・監督体制は次の通りとする。

イ　監督職員（官職指定）　別途、当局の定める職員による。

ロ　検査職員（官職指定）　別途、当局の定める職員による。

8.2　調査への協力

当局は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認められるときは、民間事業者に対し、当該管理・運営業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査する当局の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第 26 条 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

8.3　指示等

当局は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要であると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

また、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で民間事業者に対し、指示を行うことができる。

なお、当局による指示の経路については以下のとおりとする。

①　統轄管理責任者を通じた報告・指示

民間事業者から当局への事業計画書・業務報告書その他の関係書類（以下「各種書類」という。）の提出及び各種報告は、下記に②の緊急時等を除き原則として統轄管理責任者を通して行うものとする。当局は、提出された各種書類及び各種報告の内容について修正、追加、処置方法等について統轄管理責任者に必要な指示を行うものとする。

ただし、各種書類の提出及び各種の報告を行う個別業務実施事業者が統轄管理責任者を兼任している場合は、統轄管理責任者を通して受領・指示を行うものとみなすことができる。

②　緊急時における報告、指示

故障・不具合の発生時及び業務の立会時等、早急な判断、対応を必要とする場合（以下「緊急時等」という。）には、個別業務実施事業者は当局に直接報告を行うことができる。

また、緊急時等には、当局は個別業務実施事業者に直接指示を行うものとする。このような場合個別業務実施事業者は、統轄管理責任者に対して、必ず事後報告を行うものとする。

8.4　秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して当局が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。

民間事業者もしくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には法第54条により罰則の適用がある。

8.5　個人情報の取り扱い

⑴　基本的事項

民間事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

⑵　取得の制限

民間事業者は、本業務による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得するものとする。

⑶　利用及び提供の制限

民間事業者は、施設管理担当者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

⑷　複写等の禁止

民間事業者は、施設管理担当者の指示又は承諾があるときを除き、本業務による事務を処理するために施設管理担当者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

⑸　事案発生時における報告

民間事業者は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに施設管理担当者に報告し、指示に従うものとする。本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

⑹　管理体制の整備

民間事業者は、本業務による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

⑺　業務従事者への周知

民間事業者は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

8.6　業務の引継ぎ

⑴　民間事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう前年度の本業務実施事業者から業務開始日までに必要な引継ぎを受けなければならない。

⑵　本業務を実施する事業者の変更があった場合には、民間事業者は、変更後の民間事業者との間で業務内容について適切に引継ぎを行わなければならない。この場合、業務引継ぎ資料等を作成の上、当局に文書及び電子媒体で業務終了日までに提出しなければならない。

なお、電子媒体の提出に当たっては、Microsoft Office Word又はMicrosoft Office Excel形式とし、事前に最新パターンによるウィルスチェックを行い、ウィルス等に感染していないことを確認すること。

8.7　契約に基づき落札事業者が講ずべき措置

⑴　業務の開始及び中止

イ　落札事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に確実に本業務を開始しなければならない。

ロ　落札事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、当局の承認を受けなければならない。

⑵　公正な取扱い

イ　落札事業者は、本業務の実施に当たって、当該公共施設利用者を具体的な理由なく区別してはならない。

ロ　落札事業者は、当該公共施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の業務の利用の有無により区別してはならない。

⑶　金品等の授受の禁止

落札事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

⑷　宣伝行為の禁止

イ　落札事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

ロ　落札事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑸　法令の遵守

落札事業者は、本業務を実施するに当たり、適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑹　安全衛生

落札事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑺　記録・帳簿書類等

落札事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を委託事業が終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して 10 年間保管しなければならない。

⑻　権利の譲渡

落札事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑼　権利義務の帰属

イ　本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、落札事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

ロ　落札事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当局の承認を受けなければならない。

⑽　再委託の取扱い

イ　落札事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

ロ　落札事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理方法）について記載しなければならない。

ハ　落札事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で当局の承認を受けなければならない。

ニ　落札事業者は、上記ロ及びハにより再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

ホ　再委託先は、秘密の保持、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、当局との契約によらない自らの業務の禁止等については、再委託先は落札事業者と同様の義務を負うものとする。

⑾　契約の解除

当局は、落札事業者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

①　偽りその他不正の行為により落札事業者となったとき。

②　法第 15 条で準用する第 10 条の規定により民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき 。

③　本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

④　上記③に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき 。

⑤　法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

⑥　法令又は本契約に基づく指示に違反したとき 。

⑦　落札事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

⑧　公正取引委員会が、落札事業者又は落札事業者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の２第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

⑨　落札事業者又は落札事業者の代理人（落札事業者又は落札事業者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

⑩　暴力団が業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

⑪　暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

⑿　契約解除時の取扱い

イ　上記⑾に該当し、本契約を解除した場合には、当局は落札事業者に対し、当該解除の日まで当該公共サービスを本契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。

ロ　この場合、当局は落札業者に対し、契約金額の 100 分の 30 に相当する金額を違約金として請求することができる。

ハ　当局は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

⒀　業務途中における入札参加グループからの脱退

代表企業及びグループ企業は、本業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。

⒁　業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処置

参加企業のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、当局の承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の分担業務を完了するものとする。

ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び当局の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帯して破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

⒂　談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い

イ　落札事業者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、落札事業者は当局の請求に基づき、契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の 100 分の 10 に相当する額を違約金として当局の指定する期間内に支払わなければならない。

①　本契約に関し、公正取引委員会が落札事業者又は落札事業者の代理人に対して独占禁止法第７条又は第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令行い、排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。

②　公正取引委員会が落札事業者又は落札事業者の代理人に独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）、第２項又は第４項及び第 20 条の２

から第20条の６の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第２項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。

③　公正取引委員会が落札事業者又は落札事業者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

④　落札事業者又は落札事業者の代理人（落札事業者又は落札事業者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定により刑が確定したとき。

ロ　落札事業者は上記イ③に該当し、かつ次のいずれかに該当するときは、契約額の100分の５に相当する額を違約金として当局の指定する期間内に支払わなければならない。

①　公正取引委員会が、落札事業者又は落札事業者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）、第２項又は第４項の規定による納付命令（独占禁止法第７条の２第７項、第８項又は第９項の規定の適用がある場合に限る。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第２項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。

②　当該刑の確定において、落札事業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

③　落札事業者が当局に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

⑯　委託内容の変更

当局は、業務期間中に庁舎の移転等が決定された場合、当局の設備機器等が更新されることとなる場合又は実施要項等で当局が提示した条件と異なる場合には、落札業者にその旨を通知すると共に、双方協議の上、契約の変更が必要であると認められるときは、契約の変更を行うものとする。

なお、契約の変更に当たっては、あらかじめ変更の理由を書面によりそれぞれの相手方へ提出し、それぞれの相手方の承諾を得なければならない。

⑰　契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、落札事業者と当局が協議するものとする。

９．　公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第14条第２項第10号）

民間事業者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

⑴　当局が国家賠償法第１条第１項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当局は当該サービス実施民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

⑵　民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰するべき理由が存するときは、当該民間事業者は当局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10.　対象公共サービスに係る法第 7 条第８項に規定する評価に関する事項（法第 14 条第 2 項第 11 号）

⑴　実施状況に関する調査の時期

当局は、総務大臣が行う評価の時期を踏まえ、本業務の実施状況について、平成 34 年 3 月末日時点における状況を調査するものとする。

⑵　調査の方法

当局は民間事業者が実施した本業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

⑶　調査項目

イ　管理・運営業務全般における各月の運営状況

ロ　点検等及び保守業務における各月の実施状況（設備点検回数等）

ハ　清掃等業務における各月の実施状況

ニ　庁舎警備業務における各月の実施状況

ホ　緊急時及び非常時における対応状況

11.　その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

⑴　本業務の実施状況等の報告等

当局は本実施要項（10.）に示す調査内容を取りまとめた本事業の実施状況について、10.（1）の評価を行うために平成 34 年５月を目途に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。

なお、当局は、本業務の実施状況等の提出に当たり、当局に設置する評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。

⑵　当局の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他適切な方法において行うものとする。

本業務の実施状況に係る監督は、本実施要綱（8.）により行うこととする。

⑶　民間事業者が負う可能性のある主な責務等

イ　民間事業者の責務等

本業務に従事する者は、刑法その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

ロ　会計検査について

民間事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法第 22 条に該当するとき、又は②同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは事務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当局を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表

庁舎 単独・合同の別	区分	区分／署名	所在地	構造階数	延床面積（㎡）	敷地面積（㎡）	エレベーター設備	小荷物専用昇降機	免震装置	空調設備	空調監視制御設備	危険物地下タンク	消防設備	自家用電気工作物	屋上緑化システム	屋上庭園	自動ドア設備	浄化槽	ゴンドラ設備	簡易リフト設備	ターンテーブル	段差解消機	給排水設備	給排気設備	車路管制装置	監視カメラ設備	避雷設備	車庫シャッター設備	電気時計設備	入退室管理設備	防犯防災監視設備	冷熱源設備	特高受変電設備	自家用発電設備	外周警備端末	清掃業務	庁舎警備	電話交換機保守	建築物の環境測定及び特定維持管理監督業務	受水槽清掃・ばい煙測定・水質検査	簡易専用水道法定検査	排水管及び汚水槽清掃等業務	庁舎内殺虫消毒等業	植栽管理	備考
単独庁舎	A	千葉東税務署	千葉市中央区祐光1－1－1	RC6-1	5,394	2,800	○	－	－	○	－	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	◎	○	○	◎	◎	－	
	A	千葉南税務署	千葉市中央区蘇我5－9－1	RC3-0,S1-0	2,780	3,555	○	－	－	○	－	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	○	○	○	－	
	A	千葉西税務署	千葉市花見川区武石町1-520	RC3-0	2,854	4,688	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	－	●	○	－	
	A	銚子税務署	銚子市栄町2－1－1	RC3-0,S2-0	1,099	1,006	－	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	－	○	○	－	
	A	市川税務署	市川市北方1－11－10	RC4-0,LG1-0	2,896	2,247	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	○	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	－	●	○	－	
	A	船橋税務署	船橋市東船橋5－7－7	RC3-0	2,710	4,376	○	－	－	○	－	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	○	◎	○	－	
	A	館山税務署	館山市北条1164	RC2-0,S2-0	1,235	2,611	－	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	－	○	○	－	
	A	木更津税務署	木更津市富士見2－7－18	RC3-0,4-0	1,699	1,161	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	－	○	○	－	
	A	松戸税務署	松戸市小根本53－3	RC3-0,4-0	2,806	2,430	－	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	○	○	○	－	
	A	佐原税務署	香取市北1－4－1	RC2-0	1,094	1,985	－	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	－	－	○	○	－	
	A	成田税務署	成田市加良部1－15	RC4-0	2,662	1,960	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	○	○	○	－	
	A	成田税務署隣接書庫	成田市加良部1－15	RC3-0	794		－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	A	東金税務署	東金市東新宿1－1－12	RC2-0,LG2-0	1,150	1,312	－	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	－	○	○	－	
	A	柏税務署	柏市あけぼの2－1－30	RC2-1,S1-0	3,678	4,328	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	○	◎	－	－	◎	◎	－	
	A	千葉倉庫	千葉市中央区出洲港7－46	RC4・RC1	2,193	2,667	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	A	千葉資料センター	千葉市花見川区武石町1-520－3	RC2-0	1,825	3,262	○	－	－	○	－	○	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	○	○	○	－	
	B	麹町税務署	千代田区九段南1－1－15九段第2合同庁舎				－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	B	税務相談室及び神田税務署	千代田区神田錦町3－3	SRC 8-1	10,232	1,764	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	○	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	◎	●	－	◎	◎	－	
	B	神田税務署（移転前）	千代田区大手町1－3－3 大手町合同庁舎3号館3階・4階				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	
	B	日本橋税務署	中央区日本橋堀留町2－6－9	SRC 8-1	4,180	673	○	－	○	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	◎	◎	－	◎	◎	－	
	B	京橋税務署	千代田区大手町1－3－3 大手町合同庁舎3号館6階・7階				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	
	B	芝税務署	港区芝5－8－1	RC5-1,S4-0	4,988	2,220	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	◎	○	－	◎	◎	－	
	B	麻布税務署	港区西麻布3－3－5	RC5-1,S2-0	4,712	2,353	○	○	－	○	－	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	◎	◎	－	○	◎	－	
	B	品川税務署	港区高輪3－13－22	SRC3-0	2,721	2,049	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	－	－	○	○	－	
	B	新宿税務署	新宿区西新宿2－7－1 小田急第一生命ビル5階・6階（受付）・8階				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	
	B	四谷税務署	新宿区三栄町24	RC3-1	2,910	1,342	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	○	○	○	－	
	B	小石川税務署	文京区春日1－4－5	RC3-0	1,820	1,496	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	－	－	○	○	－	
	B	本郷税務署	文京区西片2－16－27	SRC6-0	2,933	1,395	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	－	○	○	－	
	B	浅草税務署	台東区蔵前2－8－12	RC6-1	3,711	945	○	－	－	○	－	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	◎	○	－	◎	◎	－	
	B	本所税務署	墨田区業平1－7－2	RC3-0	3,309	2,425	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	◎	○	－	◎	◎	－	
	B	向島税務署	墨田区東向島2－7－14	RC4-0	1,694	1,660	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	－	○	○	－	
	B	江東西税務署	江東区猿江2－16－12	RC3-0	2,783	2,059	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	－	◎	○	－	
	B	江東東税務署	江東区亀戸2－17－8	RC4-0	2,384	1,098	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	－	－	◎	●	－	
	B	荏原税務署	品川区中延1－1－5	RC3-0	1,630	1,269	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	－	－	○	○	－	
	B	目黒税務署	目黒区中目黒5－27－16	RC4-1	3,843	2,216	○	－	－	○	－	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	－	○	◎	◎	－	◎	◎	－	
	B	大森税務署	大田区中央7－4－18	RC3-1	2,097	968	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	－	－	◎	○	－	
	B	雪谷税務署	大田区雪谷大塚町4－12	RC3-0	1,923	1,781	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	－	○	○	－	
	B	蒲田税務署	大田区蒲田本町2－1－22	RC5-1	3,491	1,519	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	◎	○	－	◎	◎	－	
	B	世田谷税務署	世田谷区若林4－22－13 世田谷合同庁舎3階・4階				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	

施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表

庁舎 単独・合同の別	区分	区分／署名	所在地	構造階数	延床面積（㎡）	敷地面積（㎡）	エレベーター設備	小荷物専用昇降機	免震装置	空調設備	空調監視制御設備	危険物地下タンク	消防設備	自家用電気工作物	屋上緑化システム	屋上庭園	自動ドア設備	浄化槽	ゴンドラ設備	簡易リフト設備	ターンテーブル	段差解消機	給排水設備	給排気設備	車路管制装置	監視カメラ設備	避雷設備	車庫シャッター設備	電気時計設備	入退室管理設備	防犯防災監視設備	冷熱源機	特高受変電設備	自家用発電設備	外周警備端末	清掃業務	庁舎警備	電話交換機保守	執務環境測定及び特定築物の維持管理監督業務建	受水槽清掃・ばい煙測定	簡易専用水道法定検査	排水管及び汚水槽清掃業務等	庁舎内殺虫消毒等業務	植栽管理	備考
単独庁舎	B	北沢税務署	世田谷区松原6－13－10	RC3-0	2,156	1,916	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	○	◎	○	－	
	B	玉川税務署	世田谷区玉川2－1－7	RC3-0,S3-0	2,313	2,659	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	－	◎	●	－	
	B	中野税務署	中野区中野4－9－15	RC3-0,S2-0	2,202	1,824	－	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	－	◎	○	－	
	B	杉並税務署	杉並区成田東4－15－8	RC3-0,S2-0	2,143	2,236	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	－	◎	○	－	
	B	荻窪税務署（移転後）	杉並区荻窪5－15－13	SRC6-2	7,594	1,735	○	－	－	○	－	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	○	－	○	－	○	○	○	○	◎	◎	－	
	B	荻窪税務署（移転前）	杉並区天沼3－19－14	RC3-0,S2-0	2,060	3,149	－	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	○	◎	－	－	
	B	豊島税務署	豊島区西池袋3－33－22	RC3-1	3,566	2,466	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	◎	○	－	◎	◎	－	
	B	王子税務署	北区王子3－22－15	RC4-0	2,865	2,186	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	－	－	◎	●	－	
	B	荒川税務署	荒川区西日暮里6－7－2	RC4-0	3,329	3,953	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	◎	－	－	○	◎	－	
	B	板橋税務署	板橋区大山東町35－1	RC4-1	3,920	2,816	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	◎	○	－	◎	◎	－	
	B	練馬東税務署（移転後）	練馬区栄町23－7	RC4-0,3-0	3,006	1,781	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	◎	○	－	◎	◎	－	
	B	練馬東税務署（移転前）	練馬区旭町2－8－18		4,642		○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	◎	－	－	－	◎	－	
	B	練馬西税務署	練馬区東大泉7－31－35	RC4-0	3,182	3,427	○	－	－	○	－	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	◎	○	－	◎	◎	－	
	B	西新井税務署	足立区栗原3－10－16	RC3-0,S1-0	2,394	3,332	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	○	●	●	－	
	B	葛飾税務署	葛飾区立石8－31－6	RC5-0	4,482	2,884	○	－	－	○	－	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	－	○	◎	◎	－	◎	◎	－	
	B	江戸川北税務署	江戸川区平井1－16－11	RC3-0	3,096	2,320	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	◎	○	－	◎	◎	－	
	B	江戸川南税務署	江戸川区清新町2－3－13	RC4-0	2,258	2,142	○	－	－	○	－	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	－	◎	○	－	
	B	集中電話催告センター	中野区野方1－34－1 東京法務局中野庁舎内				－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	
	B	光が丘資料センター	練馬区高松6－28－31	RC3-2	1,271	462	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	－	○	○	－	
	B	大崎書庫	品川区西五反田3－10－16	RC3-0	691	1,956	－	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	C	鶴見税務署	横浜市鶴見区鶴見中央4－38－32	RC3-0	2,030	1,434	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	－	－	○	○	－	
	C	保土ケ谷税務署	横浜市保土ケ谷区帷子町2－64	RC4-0,3-0	2,510	1,518	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	－	○	○	－	
	C	横浜南税務署	横浜市金沢区並木3－2－9	RC5-1	5,108	2,941	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	－	○	◎	○	○	◎	◎	－	
	C	神奈川税務署	横浜市港北区大豆戸町528－5	RC5-0	4,717	3,170	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	－	○	◎	○	○	◎	◎	－	
	C	戸塚税務署	横浜市戸塚区吉田町2001	RC3-0	3,196	4,009	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	◎	○	○	○	◎	－	
	C	緑税務署	横浜市青葉区市ヶ尾町22－3	RC3-0	3,396	3,551	○	－	－	○	－	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	◎	○	○	◎	◎	－	
	C	川崎南税務署	川崎市川崎区榎町3－18	RC5-0	4,202	1,699	○	－	－	○	－	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	－	○	◎	○	－	○	◎	－	
	C	川崎北税務署	川崎市高津区久本2－4－3	RC3-1,RC1-0	4,419	6,026	○	－	－	○	－	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	－	○	◎	○	○	◎	◎	－	
	C	平塚税務署	平塚市浅間町9－1　平塚市役所・平塚税務署				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	
	C	鎌倉税務署	鎌倉市佐助1－9－30	RC2-1	2,023	2,489	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	－	－	◎	○	－	
	C	藤沢税務署	藤沢市朝日町1－11	RC3-1,S2-0	3,718	2,550	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	◎	○	－	◎	◎	－	
	C	小田原税務署	小田原市荻窪440	RC3-0,S1-0	2,567	3,949	○	－	－	○	－	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	○	○	○	－	
	C	相模原税務署	相模原市中央区富士見6－4－14	RC4-0,S2-0	3,173	2,669	○	－	－	○	－	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	◎	－	－	◎	◎	－	
	C	厚木税務署	厚木市水引1－10－7	RC4-0,S2-0	2,434	1,630	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	○	○	○	－	
	C	大和税務署	大和市中央5－14－22	RC5-1	4,020	2,812	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	－	○	◎	○	○	◎	◎	－	
	D	八王子税務署	八王子市子安町4－4－9	RC4-0	2,588	1,687	－	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	○	○	●	－	
	D	立川税務署	立川市緑町4－2 立川地方合同庁舎				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	
	D	武蔵野税務署	武蔵野市吉祥寺本町3－27－1	RC2-1,S-2-0	3,044	3,274	○	○	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	◎	－	－	◎	◎	－	

施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表

庁舎 単独・合同の別	区分	区分／署名	所在地	構造階数	延床面積（㎡）	敷地面積（㎡）	エレベーター設備	小荷物専用昇降機	免震装置	空調設備	空調監視制御設備	危険物地下タンク	消防設備	自家用電気工作物	屋上緑化システム	屋上庭園	自動ドア設備	浄化槽	ゴンドラ設備	簡易リフト設備	ターンテーブル	段差解消機	給排水設備	給排気設備	車路管制装置	監視カメラ設備	避雷設備	車庫シャッター設備	電気時計設備	入退室管理設備	防犯防災監視設備	冷熱源機	特高受変電設備	自家用発電設備	外周警備端末	清掃業務	庁舎警備	電話交換機保守	執務環境測定及び特定築物の維持管理監督業務	受水槽清掃・ばい煙測定・水質検査	簡易専用水道法定検査	排水管及び汚水槽清掃業務	庁舎内殺虫消毒等業務	植栽管理	備考
単独庁舎	D	青梅税務署	青梅市東青梅４－１３－４	RC2-0,S1-0	1,560	2,299	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	－	－	○	○	－	
	D	武蔵府中税務署	府中市本町４－２	RC4-1	6,721	3,842	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	○	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	－	○	◎	○	○	◎	◎	－	
	D	町田税務署	町田市中町３－３－６	RC3-0,S2-0	2,232	2,137	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	－	○	○	－	
	D	日野税務署	日野市万願寺６－３６－２	RC4-0、S1-0	2,855	2,364	○	－	－	○	－	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	○	◎	○	－	
	D	東村山税務署	東村山市本町１－２０－２２	RC3-0,S-2-0	3,485	2,687	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	◎	－	－	◎	◎	－	
	D	甲府税務署	甲府市丸の内１－１－１８ 甲府合同庁舎				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	
	D	山梨税務署	山梨市上神内川７３８	RC2-0	1,153	1,286	－	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	－	－	○	○	－	
	D	鰍沢税務署	南巨摩郡富士川町鰍沢１５０２－１	RC2-0	878	1,495	－	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	○	－	－	○	○	－	
	D	東村山倉庫	東村山市富士見町１－９－６	RC3	2,664	2,175	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
合同庁舎	E	国税庁事務管理センター	朝霞市大字溝沼1983-2	本館SRC8-1、新館RC4-0、会議室棟S2-0、エネ・センRC0-1	21,954	14,995	○	－	－	○	○	○	○	○	－	－	○	○	－	－	－	－	○	－	－	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	－	○	
	A	茂原地方合同庁舎	茂原市高師台１－５－１茂原地方合同庁舎	RC4	4,520	3,038	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	◎	○	－	○	◎	－	
	B	上野合同庁舎	台東区池之端１－２－２２上野合同庁舎	SRC8-1	7,443	1,389	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	－	○	◎	○	－	◎	◎	－	
	B	渋谷地方合同庁舎	渋谷区宇田川町１－１０渋谷地方合同庁舎	SRC7-2	10,985	2,440	○	－	－	○	－	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	－	○	◎	◎	－	◎	◎	－	
	B	足立地方合同庁舎	足立区千住旭町4-21足立地方合同庁舎	RC5-1	6,377	1,862	○	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	－	○	◎	◎	－	◎	◎	－	
	C	横浜地方合同庁舎	横浜市中区山下町３７－９横浜地方合同庁舎	SRC8-1	12,810	3,919	○	－	－	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	－	－	－	－	○	－	○	○	○	◎	◎	○	○	◎	－	
	C	川崎西合同庁舎	川崎市麻生区上麻生1-3-14川崎西合同庁舎	SRC8-1	7,416	2,979	○	－	－	○	－	－	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	◎	○	○	○	◎	－	
	D	大月地方合同庁舎	大月市御太刀2-8-10大月地方合同庁舎	RC4	3,693	3,550	○	－	－	○	－	○	○	○	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	○	◎	○	－	○	◎	－	

注）受水槽清掃・水質検査・ばい煙測定欄・・・「○」は受水槽清掃・水質検査、「●」はばい煙測定、「◎」は受水槽清掃・水質検査・ばい煙測定を実施する。

執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督業務欄・・・「◎」は執務環境測定及び維持管理監督業務、「○」は執務環境測定

排水管及び汚水槽等清掃業務欄・・・「○」は排水管清掃、「●」は排水管及び汚水槽清掃を実施する。

庁舎内殺虫消毒業務欄・・・「○」は庁舎内殺虫消毒業務（１回）、「●」は庁舎内殺虫消毒業務（2回）、「◎」は庁舎内殺虫消毒業務（2回）及び害虫生息調査（毎月）を実施する。

庁舎の改修等履歴一覧表（その1）

	署名	築年度	経年	外壁改修	屋上防水	外部建具	屋上緑化	太陽光	熱源機	空調機	個別空調	OA空調	給水管	排水管	洋式化	多目的T	オスト	照明	LED	自火報	受変電	鉄部	内部	外構	OA床	放送機	EV	耐震
1	千葉東	63	30	23	23	23	23		24	個別	24	22	23	23		○	23	18		10		20	10	63	21	15	19	
2	千葉南	3	27	23	23	23	23		21	個別	21	21			28	○		21		27		19	12	3	7	15	19	
3	千葉西	52	41	22	22	22			19	個別	19	19	23	23		○	23		30	10	11	20	17	52	22	18	18	
4	銚子	46	47	地27	23	地27			18	個別	18	18	地27	地27		地27	地27	18		29	28	19	10	46	7	15		地27
5	市川	45	48	28	28	28			15	個別	15	22	15	15	29	○		21		7	26	25	17	45	6	11	15	地20
6	船橋	62	31	23	21	23	21		21	個別	21	21	29	29	29	○	29	21		28		22	22	62	7	15	18	
7	館山	44	49	地24	地24	地24			15	個別	15	22	18	18		○		18		20	14	22	21	44	7	15	地20	地24
8	木更津	42	51	13					22	個別	20	23	22	22		○	22	地20		20	50	21	23	42	7	18	地20	地20
9	松戸	44	49		10				22	個別	22	22	地21	地21	29	○	21	22		10	25	19	19	12	7	22		地21
10	佐原	49	43	17	17	23			12	個別	12	22	23	23		○	23		30	7	29	25	19	49	7	15		
11	茂原	11	19									22			29	○		専一共22				19	11		11	11	11	
12	成田	58	35	21	21	21				個別	26	22	24	24		○	24	17		11	22	17	19	58	7	15	地13	
13	東金	47	46	11	18	23			11	個別	11	22	11	21	30	○	21	19		29	11	24	24	47	7	15		
14	柏	60	33	19	19				23	個別	23	22			30	○	20	19		26	28	19	10	60	6	15	18	
15	神田	47	46		18	地30			24	23	24	22	21	21		○	21	14		4	25	25	19	47	6	15	地9	地30
16	日本橋	43	50	地29	地29	地29			地29	地29	地29	地29	地29	地29	地29	地29	地29		地29	地29	地29	地29	地29	地29	地29	地29	地29	地29
17	芝	44	49	8	18				地4	10	17	16	26	26		○	26	19		16	26	25	17	44	6	18	地8	地22
18	麻布	46	47	12	12		14		地6	18	18	16	12	25		○	25	18		9	5	21	16	46	7	18	地9	地21
19	品川	46	47	20					10	11	19	22			28	○	19	4		19		26	26	19	6	19	19	地20
20	四谷	42	51	地27	8	地27			地7	地7	14	22	28	28	28	○	28	8		13	地27	22	16	42	5	19	地13	地27
21	小石川	43	50	8	25				8	9	13	22	地18	地18	29	○		63		18		23	20	43	25	8	地18	
22	本郷	11	19									22				○		19				20		11	12	11	11	
23	東京上野	11	19								18	22				○		専一共22				19		11	11	11	11	
24	浅草	43	50	地20	地15		地15		26	26	26	19	28	28	28	28	28	18		10	24	20	16	43	7	19	地8	地20
25	本所	38	55	地24	28	地24				12	13	22	14	14		○	19	20		10	19	22	8	38	6	19	19	地24
26	向島	45	48	地24	10	地24			7	7	18	22	11	25		○		19		10	3	26	26	45	6	19	地18	地24
27	江東西	39	54	13	13				9	10	18	22	12	24		24	24	20		10	13	19	8		27	19	地13	地23
28	江東東	44	49	24	17	24			8	9	18	22	17	17		○		21		16	24	23	22	11	7	19	16	地20
29	荏原	41	52	15	15				14	個別	17	17	15	15	28	○		18		19	51	26	21	10	7	19	地19	地23
30	目黒	7	23	30	24		24				17	17			28	○		19				22	20	7	6	18	地10	
31	大森	38	55	22	23				13	9	12	地22	15	15		○	地22	18		22	29	25	16	10	7	19	地22	地22
32	雪谷	41	52	13	20				12	個別	17	17	12	22		○	22	15		14	52	20	20	41	6	19	地14	地19
33	蒲田	44	49	27	18	27			7	7	17	22	11	23		23	23	21		10	24	19	19	44	7	19	地9	
34	北沢	43	50	12	30				7	8	17	17	28	28		○	20	14		25	24	地20	23	43	6	19	地9	地20
35	玉川	46	47	13	11				11	個別	11	22	29	29	29	○	29	22		10	26	22	22	22	7	19	地15	地21
36	渋谷	3	27	地25			地20	地20			19	22				○						14	24	3	6	3	3	
37	中野	39	53		18	25			24	48	12	22					29	61		10	24	23	22	39	7	18		
38	杉並	41	52	12	10				13	個別	13	22	18	18		○	29	7		15	50	20	22	11	6	18	地15	
39	荻窪	15	16								地30	地30							地30	地30					地30			
40	豊島	44	49	12	18	地28			10	11	14	13	地28	地28	地28	地28	地28		30	14	3	20	20	11	6	18	地13	地28
41	王子	40	53	16	22	地27			15	15	15	22	16	16		○			30	14	14	21	19	19	7	19	地14	地27
42	荒川	45	48	地25	18	地25			8	4	13	22	12	地25		○		地25		10		22	22	29	6	19	地25	地25

庁舎の改修等履歴一覧表（その1）

	署名	築年度	経年	外壁改修	屋上防水	外部建具	屋上緑化	太陽光	熱源機	空調機	個別空調	OA空調	給水管	排水管	洋式化	多目的T	オスト	照明	LED	自火報	受変電	鉄部	内部	外構	OA床	放送機	EV	耐震
43	板橋	50	43	地25	30	地25			13	13	11	22	28	28	28	○	28	18		10	25	23	8	50	6	15	地8	地25
44	練馬東	39	53	地30	地30	地30			地30	地30	地30	地30	地30	地30					地30	地30		地30	24	10	地30	19	地14	地30
45	練馬西	5	25	18	18		20				13	22			28	○	20	18		13		21	17	5	5	18	地13	
46	足立	5	25					地19			13	22			29	○						15	17	5	5	5	5	
47	西新井	47	46	13	13	23			9	10	14	17	24	24		○	24	20		10		19	23	47	6	15	地13	地22
48	葛飾	6	24	23	23	23	23				16	16				○		19		29		21	17	6	6	18	6	
49	江戸川北	41	52	17	9				24	個別	24	22	12	12	29	○	20	20		25	24	25	19	41	7	19	18	地23
50	江戸川南	10	20		20		20				20	22				○	20	23				24	24	10	10	10	10	
51	八王子	40	53						24	地52	16	22	10			○	19	5		15	6	19	19	11	7	18		
52	武蔵野	43	50	18	18	地24			9	16	16	23	18	18	30	○	20	16		10	地25	23	21	43	6	18	18	地24
53	青梅	37	56	17	28	17			22	個別	22	22			29	○	地21	13		13	52	26	26	12	7	18	地21	
54	武蔵府中	6	24								12	22			28	○		19				21	17	10	6	18	地8	
55	町田	55	38	16	30				15	個別	17		22	22		○	22	20		15		20	9	55	7	11	地15	
56	日野	9	21				21				13	23				○	20	19				26	21	29	9	9	9	
57	東村山	48	45	13	13				14	個別	14	23	15	15	30	○	20	22		14	29	20	14	22	6	15	地14	地20
58	鶴見	46	47	地24	11	地24				11	17	17	地18	地18		○	20	20		10	25	19	10	25	7	18	地18	地24
59	横浜中	51	42						地12	地12	11	22				○	21	事15共18		11		21	16	51	5	10	地14	地19
60	保土ヶ谷	43	50	27	16	27			24	個別	24	22	9	16		○	20	22		25	26	22	9	43	7	18	地16	地20
61	横浜南	7	23								12	22			30	○	20	20				23	21	7	7	18	7	
62	神奈川	5	25	27	27	27					12	22			30	○	20	19		28		20	16	5	5	18	5	
63	戸塚	63	30	19	19	19			20	個別	20	20				○	20	20		27		26	21	63	6	15	地14	
64	緑	1	29	20	20	20	20		21	個別	21	21				○	20	18		15	12	24	24	1	7	15	地14	
65	川崎南	16	14				16	16								○						26		16	16	16	16	
66	川崎北	60	33	21	21	21	21		20	20	11	22	24	24		24	24	20		26		19	16	60	5	15	地14	
67	川崎西	9	21				地21				16	16			29	○		19				17	21	9	9	9	9	
68	鎌倉	4	26	24	24	24			21	個別	21	21			28	○		18		28		19	17	4	7	15	地15	
69	藤沢	42	51	地26	地26	地26			13	13	13	24	17	17	29	○		17		10	地26	22	12	27	26	18	17	地26
70	小田原	52	41	6	18		19		23	個別	23	22	21	21	30	○	21	15		10		24	24	22	6	13	地13	
71	相模原	50	43	16	16		16		15	個別	17	23	15	15	30	○			30	16・29		21	8	16	7	18	17	地23
72	厚木	45	48	地25	地25	地25			地25	地25	地25	22	地25	地25		○		19		地25	地25	19	20		6	地25	地10	地25
73	大和	7	23			22					13	22				○		20				22	19	7	7	18	7	
74	山梨	47	46	18	18	18			17	個別	19	19	18	18		○		13		18	18	24	24	18	6	15		18
75	大月	5	25		25						13	22				○		20				20	16	5	5	5	5	
76	鰍沢	50	43	23	23	23			12	個別	13	22	18	18		○		17		無	27	23	23	11	6	22		

（注１）　改修サイクル
外壁改修は20年、屋上防水は15年、外部建具は30年で改修とするが、劣化状況により同時施工を検討する。
冷熱源機・空調機・FUCは20年更新（冷熱源のOHは10年）とする。個別空調機（サーバー室）10年更新（その他の部屋）20年更新。
給排水設備は20年更新、照明器具は原則13年だが、増築又は空調機改修と同時改修を検討する。塗装は10年ｻｲｸﾙ。EVは25年でかご更新とする。
（注２）　給水管改修のＲはライニング再生、オストメイト対応設備の斜体数字は簡易型
（注３）　地は国土交通省工事、工事履歴の下線付数字は計画中、要求中、実行中のためあくまでも予定である。
（注４）　計画は第４次合同庁舎等整備計画（現在第５次計画策定中）に基づく。

庁舎の改修等履歴一覧表（その２）

年度	工事件名	金額	業者名
【国税庁事務管理センター】			
61	電算室空調補足改修工事	52	竹村総合設備㈱
62	フロアーパネル購入	17	扶桑軽合金㈱
63	電力設備改修工事	11	西山電設㈱
1	仮庁舎整備工事	73	イワムラハウス㈱
1	電算機室空調及び電力補足改修工事	51	竹村総合設備㈱
1	BF～7F（除く1・2・5）模様替工事	13	清水建設㈱
1	1・2F模様替工事	17	清水建設㈱
3	1～3F廊下廻り改修	17	東海興業㈱
3	仮庁舎解体工事	22	イワムラハウス㈱
4	フリーアクセス	24	東海興業㈱
5	入出力管理装置改修	45	西山電設㈱
6	電算機室空調改修	28	竹村総合設備㈱
7	OAフロア設置工事	12	中村建設工業㈱
9	別館他改修工事	226	鎌田工業㈱
9	中央監視設備改修工事	126	日本コムシス㈱
10	本館ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ空調用ﾊﾟﾈﾙ設置工事	12	㈱メイユウビルド
11	本館6階改修その他工事	79	不二建業㈱
11	本館外壁改修	19	日本産業㈱
11	内部塗装その他	15	中部塗装㈱
12	改修工事	81	不二建業㈱
13	模様替工事	42	関東建設工業
地13	自家発電設備工事	536	三菱電機施設システム部
地13	電気設備（通信）改修工事	110	東芝ﾌﾟﾗﾝﾄ建設
地13	第2回電気設備（通信）改修その他工事	190	東芝ﾌﾟﾗﾝﾄ建設
14	入室管理設備増設工事	15	八洲電気
15	増築工事	52	小沢工業
16	新館事務室改修その他工事	29	㈱オザキ
16	本館屋上防水改修工事	14	㈱ダイソウ
16	仮設庁舎解体	27	ｺﾏﾂﾊｳｽ㈱首都支店
16	本館照明器具改修その他工事	32	牧野電設工業㈱
17	エレベーター改修工事	55	東芝エレベータ㈱東京支社
17	本館ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ張替工事	19	㈱オリゲン
18	本館5階事務室配電盤改修その他工事	18	牧野電設工業㈱
18	無停電電源装置用蓄電池更新工事	82	㈱東芝　官公システム第一部
地19	電気設備改修工事	209	㈱中電工
地19	空調設備改修工事	243	㈱塩谷商会
19	本館5階床改修	32	高弘建設㈱
20	朝霞ｴﾈｾﾝ中央監視装置改修その他工事	50	㈱愛工大興
地20	空調設備改修工事第二期（MA）	219	㈱塩谷商会
21	分電盤増設工事	54	㈱雄電社
21	外壁改修その他工事	70	中村建設㈱
21	本館1階ほか照明改修その他工事	16	㈱川見電気工事
22	新館空調機補修工事	7	㈱唐沢工業所
22	本館1階外フリーアクセスフロアパネル更新工事	12	㈱メイユウビルド
23	空調室外機温度上昇防止対策工事	14	㈱関永工業
23	防犯システム改修工事	14	NECネッツエスアイ㈱
23	電波障害防除設備撤去その他工事	5	㈱つくば電気通信

年度	工事件名	金額	業者名
【国税庁事務管理センター】			
23	空調設備改修工事	114	日本ビルコン㈱
24	防犯防災設備用UPS蓄電池更新工事	7	東芝電機サービス㈱
24	本館６階７階外部建具改修工事	28	三和アルミ工業㈱
25	自家用発電機分解整備その他工事	89	㈱新菱電機
25	中央監視装置更新工事	72	ジョンソンコントロールズ㈱
25	朝霞ｴﾈﾙｷﾞｰｾﾝﾀｰﾊﾛﾝ消火設備容器等交換その他工事	6	㈱総設
26	本館５階内装改修その他工事	25	㈱ウベハウス東日本
26	無停電電源装置更新工事	329	㈱中電工東京本部
27	本館地下１階受変電設備改修工事	111	高野電気工業㈱
27	入退館ゲート設置工事	22	㈱クマヒラ
28	給排水衛生設備改修その他工事	178	ムサシ産業機械㈱
29	ハロン消火設備改修工事	20	旭防災設備㈱
【千葉倉庫】			
14	改修工事	112	山田工務所
22	外構舗装その他工事	6	㈱ストラクス
地26	耐震改修工事	89	大翔建設㈱
【東村山倉庫】			
16	倉庫改修その他工事	79	大翔建設㈱
20	屋上防水改修工事	7	アジア工業（合資）
27	給排水設備その他工事	7	㈱唐沢工業所
【税大東研】			
12	ボイラー更新	14	エルゴテック
12	エレベーター改修	11	日立ビルシステム
13	教室間仕切工事	19	小岩工業
18	学寮第一浴場改修その他工事	54	宮内建設㈱
18	学寮第三浴場改修その他工事	12	㈱総設
20	ガス管改修工事	6	京葉瓦斯㈱
21	ガス管切廻し工事	12	京葉瓦斯㈱
22	学寮西棟洗面所電気温水器設置工事	8	㈱サン商会
27	トイレ改修工事	13	日本カルミック㈱
27	熱源機分解整備工事	13	日本ビルコン㈱
28	チラーユニット改修工事	8	第一セントラル設備㈱
28	寄宿舎トイレ改修工事	16	日本カルミック㈱
【光が丘資料センター】			
24	照明器具改修工事	10	興和電気工事㈱
【千葉資料センター】			
25	内装改修その他工事	13	㈱ウベハウス東日本
26	内装改修工事	28	㈱ウベハウス東日本
26	便所改修工事	14	日本カルミック㈱
29	内装改修工事	19	協和建装工業㈱
30	外壁改修その他工事	42	㈱東洋

（注１）年度の前の「地」は整備局工事　（注２）金額は百万円単位

合同庁舎入居官署名一覧表

庁舎名	入居官署名	備考
国税庁事務管理センター	東京国税局	
	埼玉県警察本部	設備（空調設備）の共有
	独立行政法人　労働政策研究・研修機構	
茂原地方合同庁舎	茂原税務署（東京国税局）	
	千葉労働局	
上野合同庁舎	東京上野税務署（東京国税局）	
	東京労働局	
渋谷地方合同庁舎	渋谷税務署（東京国税局）	
	東京法務局	
足立地方合同庁舎	足立税務署（東京国税局）	
	労働基準監督署	
横浜地方合同庁舎	横浜中税務署（東京国税局）	
	防衛省南関東防衛局	
	神奈川行政評価事務所	
	関東地方整備局横浜営繕事務所	
川崎西地方合同庁舎	川崎西税務署（東京国税局）	
	横浜地方法務局	
	東京入国管理局横浜支所	
大月地方合同庁舎	大月税務署（東京国税局）	
	甲府地方法務局	
	自衛隊山梨地方協力本部	

別紙３

施設アンケート

庁舎内の施設環境等についての感想をお聞かせください。

１　施設内の床及び階段の清掃は行き届いていましたか。

□　満足　　□ほぼ満足　　□やや不満　　□不満

１－１　「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください。（具体的例等でも結構です。）

（　　）

２　施設内のトイレの清掃はいきとどいていましたか。

□　満足　　□ほぼ満足　　□やや不満　　□不満

２－１　「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください。（具体的例等でも結構です。）

（　　）

３　施設の消耗品（蛍光灯、トイレットペーパー、石鹸等の補充すべき消耗品）は補充されていましたか。

□　満足　　□ほぼ満足　　□やや不満　　□不満

３－１　「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください。（具体的例等でも結構です。）

（　　）

４　施設の空調・温度管理はどうでしたか。（温室効果ガスの排出の抑制対策として、冷暖房装置の設定温度は、冷房 28 度程度、暖房 19 度程度に設定してあります。）

□　満足　　□ほぼ満足　　□やや不満　　□不満

４－１　「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください。（具体的例等でも結構です。）

（　　）

５　施設の不具合・修繕等（軽微なもの）について対応はどうでしたか。

□　満足　　□ほぼ満足　　□やや不満　　□不満

５－１　「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください。（具体的例等でも結構です。）

（　　）

６　各作業において、事務に支障をきたさないよう適切な配慮はとられていましたか。

□　満足　　□ほぼ満足　　□やや不満　　□不満

６－１　やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください。（具体的例等でも結構です。）

（　　）

７　その他

庁舎設全般についてご意見がございましたら記載してください。

（　　）

アンケートは以上になります。御協力ありがとうございました。

評価表（A）

実施要項区分	業務区分	実施要項部分	項番	基準評価項目	得点配分 基礎点	加算点	加重	得点
①必須項目審査	業務共通							100
		(1) 実施体制	1	各業務の業務水準が維持されているか （グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか	100	－	－	100
			2	提案された内容が実現可能な体制であるか		－	－	
		(2) 業務に対する認識	3	管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか		－	－	
			4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確になっているか		－	－	
		(3) 現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、発注者側の確保されるべき水準を満たしているものとなっているか		－	－	
②加点項目審査	管理・運営業務全般に係る業務に関する提案							15
		(1) 業務の質についての提案内容	6	本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか （方法、計画により各業務の適正かつ円滑な実施が確保されるか）	－	0 ～ 5	1	5
			7	業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか	－	0 ～ 5	1	5
			8	施設を適正な状態に保持する等の工夫が見られるか	－	0 ～ 5	1	5
	建築設備管理業務							30
		(1) 業務の質についての提案内容	9	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	－	0 ～ 5	2	10
			10	設備等の点検等について、具体的な実施方法、体制等が示されているか。	－	0 ～ 5	2	10
		(2) 改善提案内容	11	改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	－	0 ～ 5	2	10
	清掃業務							20
		(1) 業務の質についての提案内容	12	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
			13	施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	－	0 ～ 5	1	5
		(2) 改善提案内容	14	改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
	緊急時及び非常時対応							35
		緊急時等への対応についての提案内容	15	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか	－	0 ～ 5	2	10
			16	各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか	－	0 ～ 5	2	10
			17	緊急時の対策（連絡体制）は明確で効果的なものであるか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
			18	トラブル時や緊急時に迅速・円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
	応札者の認定取得状況							10
		ワークライフバランス等の推進	19	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業） ・1段階目（※①） 2点 ・2段階目（※①） 4点 ・3段階目 5点 ・行動計画（※②） 1点 ※① 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） ・くるみん（旧基準）（※③） 2点 ・くるみん（新基準）（※④） 3点 ・プラチナくるみん 4点 ※③ 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）。 ※④ 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）。 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定 4点 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	－	0 ～ 5	2	10
合計得点								210

【採点基準】

加点項目審査については、具体的であり、かつ効果的な実施が期待されるかという観点から、絶対評価により加点する。

また、具体的であり、かつ効果的な提案が、1項目につき複数あった場合には、相応の評価を行う。

評価	配点
A 特に優れている	5
B 優れている	4
C やや優れている	3
D 普通	2
E 具体的でない 効果がきたいできない	0

評価表（B）

実施要項区分	業務区分	実施要項部分	項番	基準評価項目	得点配分 基礎点	加算点	加重	得点
①必須項目審査	業務共通							120
		(1) 実施体制	1	各業務の業務水準が維持されているか （グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか	120	－	－	120
			2	提案された内容が実現可能な体制であるか		－	－	
		(2) 業務に対する認識	3	管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか		－	－	
			4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確になっているか		－	－	
		(3) 現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、発注者側の確保されるべき水準を満たしているものとなっているか		－	－	
②加点項目審査	管理・運営業務全般に係る業務に関する提案							15
		(1) 業務の質についての提案内容	6	本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか （方法、計画により各業務の適正かつ円滑な実施が確保されるか）	－	0 ～ 5	1	5
			7	業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか	－	0 ～ 5	1	5
			8	施設を適正な状態に保持する等の工夫が見られるか	－	0 ～ 5	1	5
	建築設備管理業務							30
		(1) 業務の質についての提案内容	9	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	－	0 ～ 5	2	10
			10	設備等の点検等について、具体的な実施方法、体制等が示されているか。	－	0 ～ 5	2	10
		(2) 改善提案内容	11	改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	－	0 ～ 5	2	10
	清掃業務							20
		(1) 業務の質についての提案内容	12	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
			13	施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	－	0 ～ 5	1	5
		(2) 改善提案内容	14	改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
	庁舎警備業務							20
		(1) 業務の質についての提案内容	15	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
			16	施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	－	0 ～ 5	1	5
		(2) 改善提案内容	17	改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
	緊急時及び非常時対応							35
		緊急時等への対応についての提案内容	18	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか	－	0 ～ 5	2	10
			19	各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか	－	0 ～ 5	2	10
			20	緊急時の対策（連絡体制）は明確で効果的なものであるか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
			21	トラブル時や緊急時に迅速・円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
	応札者の認定取得状況							10
		ワークライフバランス等の推進	19	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業） ・1段階目（※①） 2点 ・2段階目（※①） 4点 ・3段階目 5点 ・行動計画（※②） 1点 ※① 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） ・くるみん（旧基準）（※③） 2点 ・くるみん（新基準）（※④） 3点 ・プラチナくるみん 4点 ※③ 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）。 ※④ 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）。 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定 4点 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	－	0 ～ 5	2	10
				合計得点				250

【採点基準】

加点項目審査については、具体的であり、かつ効果的な実施が期待されるかという観点から、絶対評価により加点する。

また、具体的であり、かつ効果的な提案が、1項目につき複数あった場合には、相応の評価を行う。

評価	配点
A 特に優れている	5
B 優れている	4
C やや優れている	3
D 普通	2
E 具体的でない 効果がきたいできない	0

評価表（C）

実施要項区分	業務区分	実施要項部分	項番	基準評価項目	得点配分 基礎点	加算点	加重	得点
①必須項目審査	業務共通							120
		(1) 実施体制	1	各業務の業務水準が維持されているか （グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか	120	－	－	120
			2	提案された内容が実現可能な体制であるか		－	－	
		(2) 業務に対する認識	3	管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか		－	－	
			4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確になっているか		－	－	
		(3) 現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、発注者側の確保されるべき水準を満たしているものとなっているか		－	－	
②加点項目審査	管理・運営業務全般に係る業務に関する提案							15
		(1) 業務の質についての提案内容	6	本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか （方法、計画により各業務の適正かつ円滑な実施が確保されるか）	－	0 ～ 5	1	5
			7	業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか	－	0 ～ 5	1	5
			8	施設を適正な状態に保持する等の工夫が見られるか	－	0 ～ 5	1	5
	建築設備管理業務							30
		(1) 業務の質についての提案内容	9	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	－	0 ～ 5	2	10
			10	設備等の点検等について、具体的な実施方法、体制等が示されているか。	－	0 ～ 5	2	10
		(2) 改善提案内容	11	改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	－	0 ～ 5	2	10
	清掃業務							20
		(1) 業務の質についての提案内容	12	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
			13	施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	－	0 ～ 5	1	5
		(2) 改善提案内容	14	改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
	庁舎警備業務							20
		(1) 業務の質についての提案内容	15	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
			16	施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	－	0 ～ 5	1	5
		(2) 改善提案内容	17	改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
	緊急時及び非常時対応							35
		緊急時等への対応についての提案内容	18	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか	－	0 ～ 5	2	10
			19	各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか	－	0 ～ 5	2	10
			20	緊急時の対策（連絡体制）は明確で効果的なものであるか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
			21	トラブル時や緊急時に迅速・円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
	応札者の認定取得状況							10
		ワークライフバランス等の推進	19	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業） ・1段階目（※①） 2点 ・2段階目（※①） 4点 ・3段階目 5点 ・行動計画（※②） 1点 ※① 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） ・くるみん（旧基準）（※③） 2点 ・くるみん（新基準）（※④） 3点 ・プラチナくるみん 4点 ※③ 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）。 ※④ 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）。 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定 4点 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	－	0 ～ 5	2	10
				合計得点				250

【採点基準】

加点項目審査については、具体的であり、かつ効果的な実施が期待されるかという観点から、絶対評価により加点する。

また、具体的であり、かつ効果的な提案が、1項目につき複数あった場合には、相応の評価を行う。

評価	配点
A 特に優れている	5
B 優れている	4
C やや優れている	3
D 普通	2
E 具体的でない 効果がきたいできない	0

評価表（D）

実施要項区分	業務区分	実施要項部分	項番	基準評価項目	得点配分 基礎点	加算点	加重	得点
①必須項目審査	業務共通							100
		(1) 実施体制	1	各業務の業務水準が維持されているか （グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか	100	－	－	100
			2	提案された内容が実現可能な体制であるか		－	－	
		(2) 業務に対する認識	3	管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか		－	－	
			4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確になっているか		－	－	
		(3) 現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、発注者側の確保されるべき水準を満たしているものとなっているか		－	－	
②加点項目審査	管理・運営業務全般に係る業務に関する提案							15
		(1) 業務の質についての提案内容	6	本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか （方法、計画により各業務の適正かつ円滑な実施が確保されるか）	－	0 ～ 5	1	5
			7	業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか	－	0 ～ 5	1	5
			8	施設を適正な状態に保持する等の工夫が見られるか	－	0 ～ 5	1	5
	建築設備管理業務							30
		(1) 業務の質についての提案内容	9	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	－	0 ～ 5	2	10
			10	設備等の点検等について、具体的な実施方法、体制等が示されているか。	－	0 ～ 5	2	10
		(2) 改善提案内容	11	改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	－	0 ～ 5	2	10
	清掃業務							20
		(1) 業務の質についての提案内容	12	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
			13	施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	－	0 ～ 5	1	5
		(2) 改善提案内容	14	改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
	緊急時及び非常時対応							35
		緊急時等への対応についての提案内容	15	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか	－	0 ～ 5	2	10
			16	各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか	－	0 ～ 5	2	10
			17	緊急時の対策（連絡体制）は明確で効果的なものであるか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
			18	トラブル時や緊急時に迅速・円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
	応札者の認定取得状況							10
		ワークライフバランス等の推進	19	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業） ・1段階目（※①） 2点 ・2段階目（※①） 4点 ・3段階目 5点 ・行動計画（※②） 1点 ※① 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） ・くるみん（旧基準）（※③） 2点 ・くるみん（新基準）（※④） 3点 ・プラチナくるみん 4点 ※③ 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）。 ※④ 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）。 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定 4点 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	－	0 ～ 5	2	10
	合計得点							210

【採点基準】

加点項目審査については、具体的であり、かつ効果的な実施が期待されるかという観点から、絶対評価により加点する。

また、具体的であり、かつ効果的な提案が、1項目につき複数あった場合には、相応の評価を行う。

評価	配点
A 特に優れている	5
B 優れている	4
C やや優れている	3
D 普通	2
E 具体的でない 効果がきたいできない	0

評価表（E）

実施要項区分	業務区分	実施要項部分	項番	基準評価項目	得点配分 基礎点	加算点	加重	得点
①必須項目審査	業務共通							120
		(1) 実施体制	1	各業務の業務水準が維持されているか （グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか	120	－	－	120
			2	提案された内容が実現可能な体制であるか		－	－	
		(2) 業務に対する認識	3	管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか		－	－	
			4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確になっているか		－	－	
		(3) 現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、発注者側の確保されるべき水準を満たしているものとなっているか		－	－	
②加点項目審査	管理・運営業務全般に係る業務に関する提案							15
		(1) 業務の質についての提案内容	6	本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか （方法、計画により各業務の適正かつ円滑な実施が確保されるか）	－	0 ～ 5	1	5
			7	業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか	－	0 ～ 5	1	5
			8	施設を適正な状態に保持する等の工夫が見られるか	－	0 ～ 5	1	5
	建築設備管理業務							30
		(1) 業務の質についての提案内容	9	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	－	0 ～ 5	2	10
			10	設備等の点検等について、具体的な実施方法、体制等が示されているか。	－	0 ～ 5	2	10
		(2) 改善提案内容	11	改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	－	0 ～ 5	2	10
	清掃業務							20
		(1) 業務の質についての提案内容	12	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
			13	施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	－	0 ～ 5	1	5
		(2) 改善提案内容	14	改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
	庁舎警備業務							20
		(1) 業務の質についての提案内容	15	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
			16	施設を適切な状態に保持する等の工夫が見られるか	－	0 ～ 5	1	5
		(2) 改善提案内容	17	改善提案の内容は、質の向上を図りつつ、業務コスト等削減のための方策が図られているか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
	緊急時及び非常時対応							35
		緊急時等への対応についての提案内容	18	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか	－	0 ～ 5	2	10
			19	各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか	－	0 ～ 5	2	10
			20	緊急時の対策（連絡体制）は明確で効果的なものであるか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
			21	トラブル時や緊急時に迅速・円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	－	0 ～ 5	1.5	7.5
	応札者の認定取得状況							10
		ワークライフバランス等の推進	19	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業） ・1段階目（※①） 2点 ・2段階目（※①） 4点 ・3段階目 5点 ・行動計画（※②） 1点 ※① 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） ・くるみん（旧基準）（※③） 2点 ・くるみん（新基準）（※④） 3点 ・プラチナくるみん 4点 ※③ 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）。 ※④ 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）。 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定 4点 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	－	0 ～ 5	2	10
				合計得点				250

【採点基準】

加点項目審査については、具体的であり、かつ効果的な実施が期待されるかという観点から、絶対評価により加点する。

また、具体的であり、かつ効果的な提案が、1項目につき複数あった場合には、相応の評価を行う。

評価	配点
A 特に優れている	5
B 優れている	4
C やや優れている	3
D 普通	2
E 具体的でない 効果がきたいできない	0

従来の実施状況に関する情報の開示

１　従来の実施に要した経費（区分Ａ）

			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	人件費	常勤職員	0	0			0
		非常勤職員	0	0			0
	物件費		0	0			0
	委託費等	委託費定額部分	76,676千円	76,896千円	76,896千円	76,779千円	76,796千円
		成果報酬	0	0			0
		旅費その他	0	0			0
計（a）			76,676千円	76,896千円	76,896千円	76,779千円	76,796千円
参考値（b）	減価償却費		－	－			－
	退職給付費用		－	－			－
	間接部門費		－	－			－
（a）＋（b）			76,676千円	76,896千円	76,896千円	76,779千円	76,796千円

《注記事項》
委託費の内容は、参考（Ａ）「委託費の内訳（区分Ａ）」のとおり。

従来の実施状況に関する情報の開示

１　従来の実施に要した経費（区分Ｂ）

			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	人件費	常勤職員	0	0			0
		非常勤職員	0	0			0
	物件費		0	0			0
	委託費等	委託費定額部分	429,192千円	276,048千円	253,869千円	248,709千円	255,889千円
		成果報酬	0	0			0
		旅費その他	0	0			0
計（a）			429,192千円	276,048千円	253,869千円	248,709千円	255,889千円
参考値（b）	減価償却費		－	－			－
	退職給付費用		－	－			－
	間接部門費		－	－			－
（a）＋（b）			429,192千円	276,048千円	253,869千円	248,709千円	255,889千円

《注記事項》

委託費の内容は、参考（Ｂ）「委託費の内訳（区分Ｂ）」のとおり。

なお、平成22年度には、単価契約も含まれているため、単価契約については、見込数量に税込単価を乗じた金額で算出してある。

従来の実施状況に関する情報の開示

１　従来の実施に要した経費（区分C）

			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	人件費	常勤職員	0	0			0
		非常勤職員	0	0			0
	物件費		0	0			0
	委託費等	委託費定額部分	128,304千円	134,780千円	134,900千円	133,449千円	130,481千円
		成果報酬	0	0			0
		旅費その他	0	0			0
計（a）			128,304千円	134,780千円	134,900千円	133,449千円	130,481千円
参考値（b）	減価償却費		－	－			－
	退職給付費用		－	－			－
	間接部門費		－	－			－
（a）＋（b）			128,304千円	134,780千円	134,900千円	133,449千円	130,481千円

《注記事項》
　委託費の内容は、参考（C）「委託費の内訳（区分C）」のとおり。

従来の実施状況に関する情報の開示

１　従来の実施に要した経費（区分Ｄ）

			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	人件費	常勤職員	0	0			0
		非常勤職員	0	0			0
	物件費		0	0			0
	委託費等	委託費定額部分	52,380千円	52,380千円	52,380千円	52,380千円	52,380千円
		成果報酬	0	0			0
		旅費その他	0	0			0
計（a）			52,380千円	52,380千円	52,380千円	52,380千円	52,380千円
参考値（b）	減価償却費		－	－			－
	退職給付費用		－	－			－
	間接部門費		－	－			－
（a）＋（b）			52,380千円	52,380千円	52,380千円	52,380千円	52,380千円

《注記事項》
委託費の内容は、参考（Ｄ）「委託費の内訳（区分Ｄ）」のとおり。

従来の実施状況に関する情報の開示

１　従来の実施に要した経費（区分E）

			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	人件費	常勤職員	0	0			0
		非常勤職員	0	0			0
	物件費		0	0			0
	委託費等	委託費定額部分	155,488千円	155,488千円	155,488千円	155,488千円	155,488千円
		成果報酬	0	0			0
		旅費その他	0	0			0
計（a）			155,488千円	155,488千円	155,488千円	155,488千円	155,488千円
参考値（b）	減価償却費		－	－			－
	退職給付費用		－	－			－
	間接部門費		－	－			－
（a）＋（b）			155,488千円	155,488千円	155,488千円	155,488千円	155,488千円

《注記事項》
委託費の内容は、参考（E）「委託費の内訳（区分E）」のとおり。

２　従来の実施に要した人員

（単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
常勤職員	0	0	0	0	0
非常勤職員	0	0	0	0	0

（業務従事者に求められる知識・経験等）

総括責任者については、施設管理・運営業務に精通した者で、実務経験が15年以上の者であること。

業務実施上必要な法定資格は次のとおりとする。また、個々の業務に従事するものについては、当該業務の経験を有している者が望ましい。

・ 第３種電気主任技術者
・ 電気工事士
・ １級ボイラー技師
・ ボイラー取扱作業主任者
・ 建築物環境衛生管理技術者
・ エネルギー管理士
・ 危険物保安監督者
・ 乙種第４類危険物取扱者
・ 第２種冷凍機械責任者
・ 第２種電気主任技術者
・ 警備業法及び総理府令等で定める教育を受けた者
・ 工事担当者資格 証を有する者
（電気事業法第53条1項）

（業務の閑散の状況とその対応）
該当なし

３．従来の実施に要した施設及び設備

	事務室等	数量（室）	設備	数量（点）		
１．国税庁事務管理センター	監視室（電気・空調）	2	キャビネット	16		
			事務机	13		
			椅子	13		
			電話	7		
	警備室	1	キャビネット	4		
			事務机	2		
			椅子	4		
			電話	2		
	待機室（仮眠室含む）	1	ロッカー	1		
			机	1		
２．横浜中税務署	中央監視室	1	キャビネット	5		
			事務机	3		
			椅子	2		
			ロッカー	1		
			電話	1		
	警備室（仮眠室含む）	1	キャビネット	3		
			事務机	2		
			椅子	1		
			ロッカー	2		
			電話	1		
３．上記以外の単独庁舎及び合同庁舎	休憩室（職員共用含む）	各施設1				

（注記事項）
（1）上記の施設及び設備については、業務を行う範囲において無償貸与する。
（2）上記以外で、業務を行う上で必要なものは、事業者が用意する。
（3）前項において、事業者が用意する設備等は、当施設の他の業務に支障のないものに限る。

４．従来の実施における目標の達成の程度

具体的な数値目標の設定はしていない。

５．従来の実施方法等

従来の実施方法（業務フロー）
組織図及び業務フローについては、下図のとおりです。

東京国税局　組織図
東京国税局　業務フロー

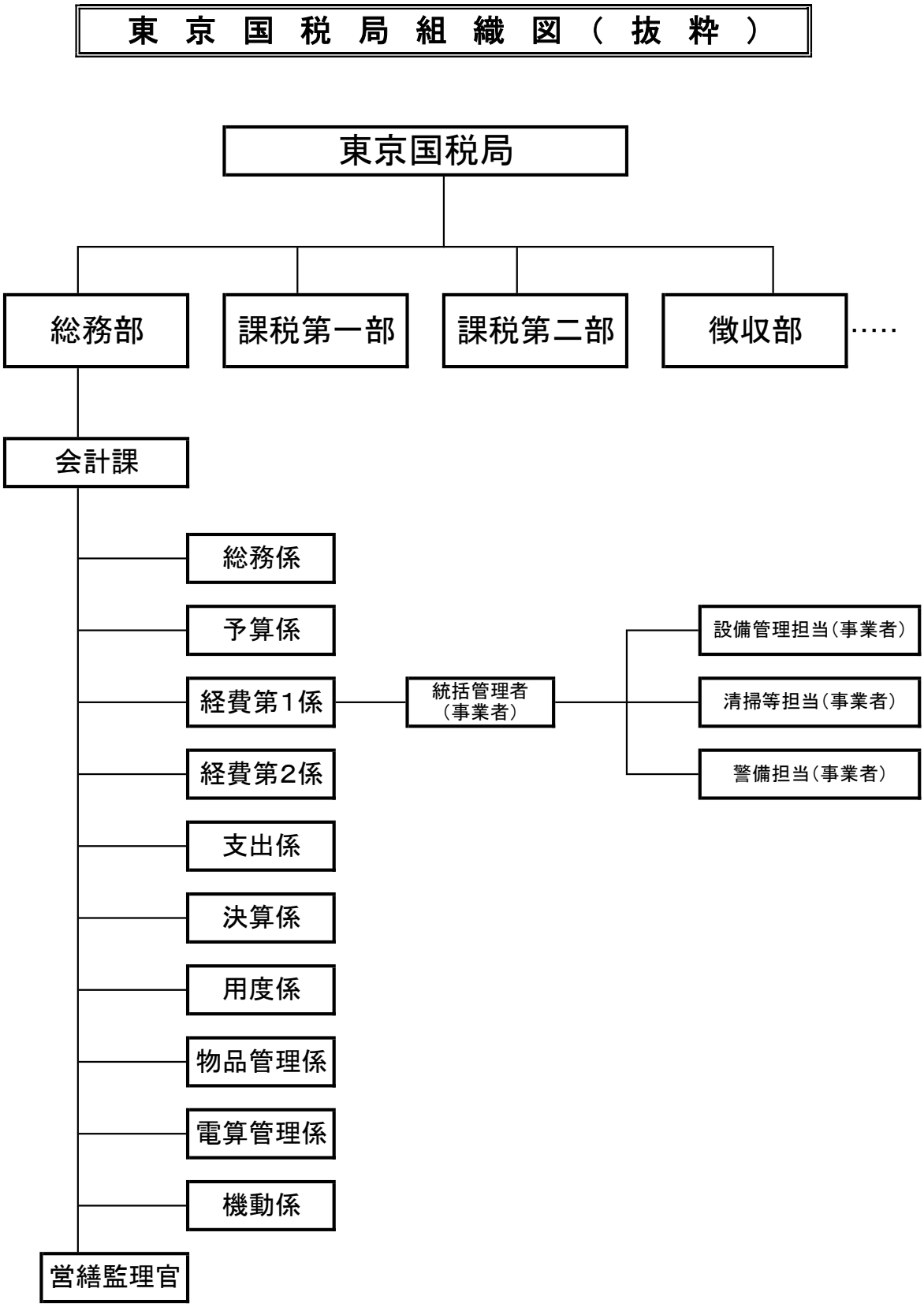

委託費の内訳（区分Ａ）

Ⅰ　点検、保守及び清掃業務等（民間競争入札実施分）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
建物設備管理等業務委託	73,407千円	73,627千円	73,751千円	73,673千円	73,690千円
消防設備保守点検業務					
空調設備保守点検業務					
エレベーター設備保守点検業務					
自動ドア点検業務					
自家用電気工作物保安管理業務					
浄化槽維持管理業務					
危険物地下タンク貯蔵所点検業務					
電話交換機保守					
庁舎清掃等業務					
環境衛生業務					
受水槽等清掃					
ばい煙測定					
計	73,407千円	73,627千円	73,751千円	73,673千円	73,690千円

Ⅱ　排水管及び汚水槽等清掃業務

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
排水管及び汚水槽等清掃業務	2,569千円	2,569千円	2,445千円	2,406千円	2,406千円
計	2,569千円	2,569千円	2,445千円	2,406千円	2,406千円

Ⅲ　庁舎内殺虫消毒業務

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
庁舎内殺虫消毒業務	700千円	700千円	700千円	700千円	700千円
計	700千円	700千円	700千円	700千円	700千円

Ⅰ～Ⅲの計	76,676千円	76,896千円	76,896千円	76,779千円	76,796千円

委託費の内訳（区分Ｂ）

Ⅰ　点検、保守及び清掃業務等（民間競争入札実施分）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
建物設備管理等業務委託 消防設備管理業務 空調設備保守点検業務 エレベーター設備保守点検業務 自動ドア点検業務 自家用電気工作物保安管理業務 放送設備保守業務 電気時計装置保守管理業務 シャッター設備及び自動扉開閉装置保守管理業務 電気機械設備等管理業務 空調用自動制御装置保守管理業務 個別空調機保守点検業務 ターボ冷凍機保守点検業務 冷温水水質管理業務 ボイラー、圧力容器性能検査 危険物地下タンク貯蔵所点検業務 地下タンク気密試験 昇降機設備保守点検業務 ゴンドラ設備保守業務 車路管制装置保守業務 避雷設備点検業務 小荷物専用昇降機保守点検業務 簡易リフト設備保守点検業務 ターンテーブル保守点検業務 屋上緑化システム保守管理業務 電話交換機保守 庁舎清掃等業務 環境衛生業務 受水槽等清掃 ばい煙測定 庁舎警備業務	419,060千円	266,618千円	244,900千円	240,442千円	246,367千円
計	419,060千円	266,618千円	244,900千円	240,442千円	246,367千円

Ⅱ　排水管及び汚水槽等清掃業務

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
排水管及び汚水槽等清掃業務	5,414千円	5,369千円	4,975千円	4,738千円	5,460千円
計	5,414千円	5,369千円	4,975千円	4,738千円	5,460千円

Ⅲ　庁舎内殺虫消毒業務

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
庁舎内殺虫消毒業務	4,718千円	4,061千円	3,994千円	3,529千円	4,062千円
計	4,718千円	4,061千円	3,994千円	3,529千円	4,062千円

Ⅰ～Ⅲの計	429,192千円	276,048千円	253,869千円	248,709千円	255,889千円

委託費の内訳（区分Ｃ）

Ⅰ　点検、保守及び清掃業務等（民間競争入札実施分）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
建物設備管理等業務委託 自家用電気工作物保安管理業務 空調設備保守点検業務 エレベーター設備保守点検業務 自動ドア点検業務 自家用電気工作物保安管理業務 屋上緑化システム保守管理業務委託 電話交換機保守 庁舎清掃等業務 環境衛生業務 受水槽等清掃 ばい煙測定業務 庁舎警備業務	128,304千円	128,268千円	129,136千円	127,162千円	124,216千円
計	128,304千円	128,268千円	129,136千円	127,162千円	124,216千円

Ⅱ　排水管及び汚水槽等清掃業務

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
排水管及び汚水槽等清掃業務		5,299千円	4,550千円	5,073千円	5,073千円
計	0千円	5,299千円	4,550千円	5,073千円	5,073千円

Ⅲ　庁舎内殺虫消毒業務

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
庁舎内殺虫消毒業務		1,213千円	1,214千円	1,214千円	1,192千円
計	0千円	1,213千円	1,214千円	1,214千円	1,192千円

Ⅰ～Ⅲの計	128,304千円	134,780千円	134,900千円	133,449千円	130,481千円

委託費の内訳（区分Ｄ）

Ⅰ　点検、保守及び清掃業務等（民間競争入札実施分）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
建物設備管理等業務委託 消防設備保守点検業務 空調設備保守点検業務 エレベーター設備保守点検業務 自動ドア点検業務 自家用電気工作物保安管理業務 危険物地下タンク貯蔵所点検業務 段差解消機保守点検業務 電話交換機保守 庁舎清掃等業務 環境衛生業務 受水槽等清掃 ばい煙測定	50,857千円	50,857千円	50,857千円	50,857千円	50,857千円
計	50,857千円	50,857千円	50,857千円	50,857千円	50,857千円

Ⅱ　排水管及び汚水槽等清掃業務

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
排水管及び汚水槽等清掃業務	700千円	700千円	700千円	700千円	700千円
計	700千円	700千円	700千円	700千円	700千円

Ⅲ　庁舎内殺虫消毒業務

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
庁舎内殺虫消毒業務	823千円	823千円	823千円	823千円	823千円
計	823千円	823千円	823千円	823千円	823千円

Ⅰ～Ⅲの計	52,380千円	52,380千円	52,380千円	52,380千円	52,380千円

委託費の内訳（区分Ｅ）

Ⅰ　点検、保守及び清掃業務等（民間競争入札実施分）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国税庁事務管理センター及び朝霞エネルギーセンター建築設備管理等業務委託	155,488千円	155,488千円	155,488千円	155,488千円	155,488千円
庁舎清掃等業務					
環境衛生業務					
受水槽等清掃					
ばい煙測定					
庁舎警備業務					
植栽管理業務					
計	155,488千円	155,488千円	155,488千円	155,488千円	155,488千円

【様式1】

管理・運営業務企画書

1. 企業の代表責任者及び本業務担当者
※入札参加グループの場合は、入札参加グループの一覧と代表企業、グループ企業の代表責任者及び本業務担当者

【様式2】

※ 必要に応じて枠を追加すること

2. 業務実績			
本実施要項(1.1)で示す業務ごとに過去3年間の実績を記載すること。			
(1) 建築設備管理業務			
業務名	発注者	時期(期間)	業務内容(内容・施設規模・請負金額等)
(2) 清掃業務			
業務名	発注者	時期(期間)	業務内容(内容・施設規模・請負金額等)
(3) 庁舎警備業務			
業務名	発注者	時期(期間)	業務内容(内容・施設規模・請負金額等)
(4) 電話交換機保守業務			
業務名	発注者	時期(期間)	業務内容(内容・施設規模・請負金額等)

(5) 執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督業務			
業務名	発注者	時期(期間)	業務内容(内容・施設規模・請負金額等)
(6) 受水槽等清掃、水質検査及びばい煙測定業務			
業務名	発注者	時期(期間)	業務内容(内容・施設規模・請負金額等)
(7) 植栽管理業務			
業務名	発注者	時期(期間)	業務内容(内容・施設規模・請負金額等)

※ 入札区分により、当該業務がない場合は記載を要しない。

【様式3】

3. 本業務実施の考え方
※　安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を記載すること。

4. 業務毎の実施体制及び業務体制の管理方法
※　本実施要項(1.1)で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法等を記載すること。 　業務毎に実施する企業が異なる場合は、業務全体の管理方法に加え、業務毎の実施体制及び管理体制を記載すること。

【様式5】

5. 管理・運営業務の実施全般に対する提案
※　以下の項目について、簡潔にまとめること。なお、必要に応じて、建築設備管理業務、清掃業務、庁舎警備業務及び緊急時・非常時対応毎に提案書を作成することができる。 1. 管理・運営業務の運営全般に対する質の確保及びコスト削減についての考え方 2. 質の確保及びコスト削減に関する提案事項

【様式6】

※　表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

6. 改善提案総括表			
※　従来の実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行なう業務の項目と提案の概略を整理すること。 なお、下記の改善提案のない業務項目については、当局が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行なうものとする。			
(1)　建築設備管理業務	提案の有無	有	無
業務項目 既存の従来の実施方法に定める項目を明記	提案の概略		

※　入札区分により、当該業務がない場合は、記載を要しない。

(2) 清掃業務	提案の有無	有	無

業務項目 既存の従来の実施方法に定める項目を明記	提案の概略

※　入札区分により、当該業務がない場合は、記載を要しない。

(3) 庁舎警備業務	提案の有無	有	無

業務項目 既存の従来の実施方法に定める項目を明記	提案の概略

※ 入札区分により、当該業務がない場合は、記載を要しない。

(4) 緊急時及び非常時対応	提案の有無	有	無

業務項目 既存の従来の実施方法に定める項目を明記	提案の概略

※ 入札区分により、当該業務がない場合は、記載を要しない。

【様式7】

7. 各業務の従来の実施方法に対する改善提案
※　提案を行なう各業務の項目ごとに作成する。 (1) 改善提案を行なう業務及び項目 (2) 改善提案の趣旨 (3) 改善提案の内容 (4) 最低水準の確保に対する説明

8．緊急時の体制及び対応方法
※　緊急時（管理・運営業務の実施に当たり想定していたとおりの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を記載すること。